

# 早稲田 政治経済学雑誌

The Waseda Journal of Political Science and Economics

第397号

2021年 11月30日

## ■ 特 集 新入生歓迎シンポジウム

- 政治学における実験研究 その2 ..... 多湖 淳  
私たちの「健康」を経済学で考えてみよう! ..... 野口晴子  
和漢から日中へ——日中文化交流の現在 ..... 平林宣和

## ■ 投稿論文

- NHK 国際放送に対する「命令（要請）放送」の構造的課題  
～ 2006 年「追加命令」事例を中心に～ ..... 犬飼俊介

---

# 『早稲田政治経済学雑誌』

## 論文投稿規程

---

2016 年 7 月 7 日改定

早稲田大学政治経済学会（以下、本学会）は、『早稲田政治経済学雑誌』に掲載する研究論文を以下の要領で公募します。

### 1 公募する論文

「政治および経済に関する学術の研究、啓発」という本学会の趣旨に合致する学術的な研究論文。ただし、以下は除きます。

- (1) 研究ノート・展望論文（判例研究・学界展望論文も含む）および書評。
- (2) 既に公刊された論文、他雑誌等で公刊される予定の論文、他雑誌等に投稿中の論文、および翻訳。

### 2. 投稿方法

(1) 投稿論文は、別に定める執筆規程に従い、原則として電子ファイル（PDF 形式）で作成・保存し、下記の編集委員会のメールアドレス宛に、メールの添付ファイルとして送信してください。メールの件名は、「『早稲田政治経済学雑誌』投稿論文の送付」としてください。

(2) メール送信中や郵送中の事故等による論文の破損や紛失については、本学会は責任を負いません。各自でバックアップを作成・保管してください。

### 3. 論文の書式

論文の書式については、早稲田大学政治経済学部ウェブサイト上の「早稲田大学政治経済学会」のページ（<http://www.waseda.jp/fpse/pse/research/>）に掲載の日本語 / 英語論文等執筆規程を参照してください。

### 4. 論文の審査

投稿された論文については、本学会の規定する審査を経て編集委員会において採否を決定します。

### 5. 著作権

投稿された論文の著作権は、「早稲田大学政治経済学会著作権規程」に拠るものとします。

### 6. 公開

『早稲田政治経済学雑誌』は早稲田大学政治経済学部ウェブサイトおよび早稲田大学リポジトリにおいて、公開します。論文を投稿する場合は、これに同意したものとします。

〒 169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学政治経済学部内  
早稲田大学政治経済学会 編集委員会  
メールアドレス：wjpse@list.waseda.jp

以 上

### 編集委員会（☆は委員長）

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| ☆福 島 淑 彦 | 田 中 久 稔 | 稲 継 裕 昭 |
| 笹 田 栄 司  | 小 林 和 夫 | 星 野 匡 郎 |
| 高 橋 遼    |         |         |

# 早稲田政治経済學雑誌 第 397 号 目 次

---

## 特 集 新入生歓迎シンポジウム

|                      |         |    |
|----------------------|---------|----|
| 政治学における実験研究 その 2     | 多 湖 淳   | 2  |
| 私たちの「健康」を経済学で考えてみよう！ | 野 口 晴 子 | 8  |
| 和漢から日中へ——日中文化交流の現在   | 平 林 宣 和 | 15 |

## 投稿論文

|                                                       |         |    |
|-------------------------------------------------------|---------|----|
| NHK 国際放送に対する「命令（要請）放送」の構造的課題<br>～ 2006 年「追加命令」事例を中心に～ | 犬 飼 俊 介 | 19 |
|-------------------------------------------------------|---------|----|

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

## はじめに

脱線はさておき、実験が政治学において大事な手法なので、2回目をやっています。政治学の方法として、記述推論というのがあります。昨今、ビッグデータが社会科学にも浸透して利用されていますが、それは世界の状態を記述するのが得意であり、その役目を担っています。社会科学におけるビッグデータの波とともに、現在、実験を軸とした因果推論がもう一つの大きな波として存在

## そもそも政治学とはなにか

2

な統治の実現とか、いろいろなテーマが含まれます。国同士が領土をめぐる、たびたび武力衝突し、その度合いが顕著に大きな戦争になることもあります。政治学は領土や領域の分配問題の延長線上にある戦争も問題対象とします。

ここで、みなさんの政治学のイメージは、政治思想とか政治哲学とか政治史かもしれません。携帯電話をもう 1 回出していただいて、「齋藤純一(先生)」「公共性」と打ってみる。または「政治と複数性」と打ってみる。いい本ですから、そのままポチッと注文して読んでいただくと思います(正直、難しい内容ですが)。ほかには、土屋先生のこの『対日宣伝ビラ』もすごく面白い本です。また、田中孝彦先生は国際政治の先生ですが(このお写真からは強面の先生という印象を持つかもしれませんが、すごく優しい方なので、ぜひ授業をとってください)、田中先生の『日英交流史』もよい本です。こういう歴史的な研究がみなさんの政治学のイメージかもしれません。実際、思想や哲学、歴史は政治学の「王道」だといえます。ですから、しっかり勉強してほしいと思います。

他方、今日これからお話しする政治学は実験で、かなり色が違います。スライドに「科学としての政治学」というタイトルで、ハーヴァード大学の今井耕介先生の本(*Quantitative Social Science: An Introduction*)を示していますが、私と同じぐらいの世代の方で、ビッグデータによる記述や実験による因果推論というのを政治学に導入するという動きの中心にいる方です。この本は日本語版もあり、とても役に立ちます。そして、ここで申し上げたいのは、科学的なデータ再現性のある政治学が急速に存在感を増している事実です。

### 科学としての政治学： 囚人のジレンマの状態をヒントに

それを踏まえ、科学であることを意識した政治学(ポリティカル・サイエンス、略してポリサイ)の立場から、国際的な対立と協力についてのお話をして参ります。

ここに A 国と B 国がいるとしましょう。両国ともに相互に強い軍事力を持つ、たとえばアメリ

カとロシア(または中国)を想像してみてください。A も B も政策選択肢として軍拡と軍縮という二つの可能性を有しています。国際関係は政府がなく、A も B も相手に何かの政策を強制させることができない状態で、相手の手を見て(見てといっても、実際に見る前に予測してという方がいいかもしれませんが)戦略的に自分の選択を選ぶでしょう。このとき、A と B が選択する政策の組み合わせで社会の状況が異なってくるのがわかります。すなわち、【A：軍縮、B：軍縮】【A：軍拡、B：軍縮】【A：軍縮、B：軍拡】【A：軍拡、B：軍拡】という風に 4 つの社会状態を想定できるのです。

このとき、A も B もそれぞれの社会状態に異なる望ましさを想定すると考えましょう。A にとって(B にとって)より望ましい状態が順序として仮定できると考えるわけです。先の、【A：軍縮、B：軍縮】【A：軍拡、B：軍縮】【A：軍縮、B：軍拡】【A：軍拡、B：軍拡】であれば、どうでしょうか？もっとも望ましいのは【A：軍縮、B：軍縮】でしょうか、または【A：軍拡、B：軍縮】でしょうか。

あなたが、【A：軍縮、B：軍縮】を望ましいとしたら、軍事力は問題解決にならない、平和には武器を捨てるのが大事だといったいわゆる平和研究の規範的な知識にどこかで接したのかもしれませんが、確かに、【A：軍縮、B：軍縮】は【A：軍拡、B：軍拡】よりもコストがかからないだけ、より望ましそうですが、問題は A にとっては【A：軍拡、B：軍縮】がより望ましいのではないかという可能性です。

自国だけが軍拡すればそれをもって B を脅し、相手に妥協させることができるかもしれません。または妥協などさせる必要なくとも、自分だけが武器を持っているのは悪くない状態でしょう。相手よりも強い結果、相手の挑戦的な行動は抑止でき、安心して暮らせるという論理があると思います。そのように考える場合、いわゆる囚人のジレンマゲームと呼ばれる戦略状況が生まれます。

ここで A と B にとっての望ましさを 4, 3, 2, 1 の順だとしましょう。4 が一番いい。1 が最悪です。このとき、自分だけが軍拡して相手が軍縮を 4、逆に相手だけが軍拡して自分が軍縮は 1 と数字をおけるでしょう。そして、コストが高い分

だけ軍拡と軍拡の組み合わせは軍縮と軍縮の組み合わせにおとるため、それぞれ2と3となるはず。このとき、合理的に自己利益を最大化するAとBは、軍拡ないし軍縮のどちらを選択するでしょうか。

先ほども少しふれたように、【A：軍縮，B：軍縮】は3と3で足すと6です。社会にとってもっとも数字が大きい望ましい状態です。しかし、これは安定しないのです。社会的に安定してしまうのは実は【A：軍拡，B：軍拡】なのです。両国ともに相手を出し抜こうとする誘因があり、しかも相手が軍縮するよという呼びかけをしてもそれを信じないといった要素があると、1回きりの同時手番のゲーム設定では、社会的な安定解（これをナッシュ均衡と呼ぶのですが）は【A：軍拡，B：軍拡】になってしまうのです。これが、囚人のジレンマの基本構造です（図1を参照：A国をロシア，B国をアメリカのように考えればよい）。

| (A) |     | アメリカ |   |     |   |
|-----|-----|------|---|-----|---|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |   |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4 |
|     | 核保有 | 4    | 1 | 2   | 2 |

| (B) |     | アメリカ |   |     |    |
|-----|-----|------|---|-----|----|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |    |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4* |
|     | 核保有 | 4    | 1 | 2   | 2  |

| (C) |     | アメリカ |   |     |    |
|-----|-----|------|---|-----|----|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |    |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4  |
|     | 核保有 | 4    | 1 | 2   | 2* |

| (D) |     | アメリカ |   |     |   |
|-----|-----|------|---|-----|---|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |   |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4 |
|     | 核保有 | 4    | 1 | 2*  | 2 |

| (E) |     | アメリカ |   |     |   |
|-----|-----|------|---|-----|---|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |   |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4 |
|     | 核保有 | 4*   | 1 | 2   | 2 |

| (F) |     | アメリカ |   |     |    |
|-----|-----|------|---|-----|----|
|     |     | 核軍縮  |   | 核保有 |    |
| ロシア | 核軍縮 | 3    | 3 | 1   | 4  |
|     | 核保有 | 4    | 1 | 2*  | 2* |

図14 軍縮と軍拡をめぐるゲーム \*は最適対応で得られる利得、斜体はアメリカ、斜体でないものはロシアの利得。数字はそれぞれの国の選好（望ましき）の順序を示す（4＞3＞2＞1）

図1：軍拡と軍縮をめぐる囚人のジレンマゲーム  
（出典：多湖 2020 年，141 ページ）

なお、みなさんは国際関係論入門という私が担当する授業で秋学期に習うはずですが、同時手番の無限繰り返しゲームだと、将来の影という要素の登場で、【A：軍縮，B：軍縮】が安定解になるということもご紹介しますから、あまり悲観的になりすぎることありません。いま、私が何を言っているのか分からない人は、「囚人のジレンマゲーム」としゃべっていた先生がいたかと、覚えておいてくれたらよいです。そして、それを実験

で今から確かめる点も覚えていてくださったら幸いです。

## 見えない危機の実験

具体的な実証研究を紹介しましょう。アメリカの主要紙である『ワシントン・ポスト』に、私たちの研究チームが書いた記事と専門学術誌で公開した研究の話です（[Kohama, Shoko, Kazunori Inamasu and Atsushi Tago 2017. "To Denounce, or Not To Denounce: Survey Experiments on Diplomatic Quarrels", \*Political Communication\*, 34:2, 243-260](#)）。みなさんは戦闘機のスクランブルって聞いたこと、ありますでしょうか。きっと、どこかにありますよね。または、戦闘機のニアミスという表現もあるかもしれません。

さて、みなさんはスクランブルやニアミスを見たことがありますか。見たことがあるという方、ぜひ手を挙げてください。言葉を知っているという方。それを見たことがあるという方。あれ。どうでしょうか。みなさんの手のあがり方をみて、ちょっとわかったでしょうか。

そうなのです。戦闘機のスクランブル事案も、ニアミス事案も、ほとんどの場合、イメージ図だったり、航空機から「当事者」がそれらしくとった映像、写真になります。第三者のメディアがとったり、衛星写真の証拠として出されてきたものではありません。実際、ニアミスとかスクランブルの写真や映像を撮ろうとするのは大変です。きわめて短時間、いわば「一瞬」の出来事ゆえ、記録されにくいのです。

ですので、これらの事件は実は「見えない危機」だということと言えます。誰も見ていない遠隔地、国境地帯等でそういった事件は起きます。瞬時ですから、客観的には補足がきわめて難しい。しかし、当事者である「政府」が何か言うから、見える。言い方を変えれば、政府が何を言うかで、危機になります。

実は、よく考えていただくと、国境地帯の遠隔地で誰も見ていないところで事件があっても、両国政府が何も言わないという穏便で両国関係を悪化させない選択肢があります。外交当事者だけが

相互にコミュニケーションをとり、処理しておくという可能性があるのです。でも、実際にはそういった穏便な社会状況は、特に最近の東アジアでは減っている印象で、2014 年の日中の戦闘機スクランブル事案や 2018 年末の日韓のレーダー照射事件のように政府の間の非難合戦がたびたび起きています。

では、どうして非難合戦がたびたび起きる＝社会的な安定解なのでしょう。そこで登場するのが実験です（特にここで使用したのは、オンライン・サーベイ実験といいます）。

私たちの研究チームは、こういった危機に接しての政府情報が必ず英語で発信される、つまり自国民だけではなく対外的な第三国の反応を意識していることにまず気が付きました。そして、ノーコメントという穏便な反応のほか、自国は国際法にのっとっていたといった自己正当化の反応、そして相手国が問題行為をしていて批判されるべきだという非難の反応があるという分析も行いました（量的テキスト分析というものです）。そして、この結果を用いて、実験をしました。

つまり、架空の戦闘機ニアミス事件に関する文章を読んでもらって、実験なので政府の公式発表の文言の部分だけ群ごとに違うというものを設定して、見せてあげました。すると、ノーコメント

ではなく相手を強く非難して危機に見える化してしまう理由は、強い非難メッセージを発しているときに、その発表を行う政府を第三国の市民がより支持しやすいことにあったとわかりました。つまり、世界の世論を味方につけようと考えたと、黙っていたり、自己弁護よりも、危機を積極的に見える化して、相手に対する強い非難をするほかないという行動が見えてくるのです。ただ、ジレンマなのは、相手も非難すると支持は相対的に下げ止まりの状態、両者ともに共倒れになります。

図 2 は日本で行った実験のデータになりますが、S は沈黙、SP は自己正当化、D は相手国非難にあたり、それぞれ攻撃側（Attacker）と被攻撃側（Attacked）の選択の組み合わせに対応して、攻撃側の国への支持の高さを平均値として示しています。相手国非難をしていると、その相手が沈黙や自己正当化をとっている限り、平均値が 3 付近にあり、高い支持を得られます。他方で、自分が沈黙していると（Attacker の S に着目）1.5 程度の支持しか得られないことがわかります。沈黙は金なりとはならないのです。そしてこの背後には先ほど紹介した囚人のジレンマゲームのメカニズムがあります。相手を信用できない戦略的關係では出し抜かれないよう、自ら積極的に非難合戦に参加し、（穏便に済ませるという手もあるはず

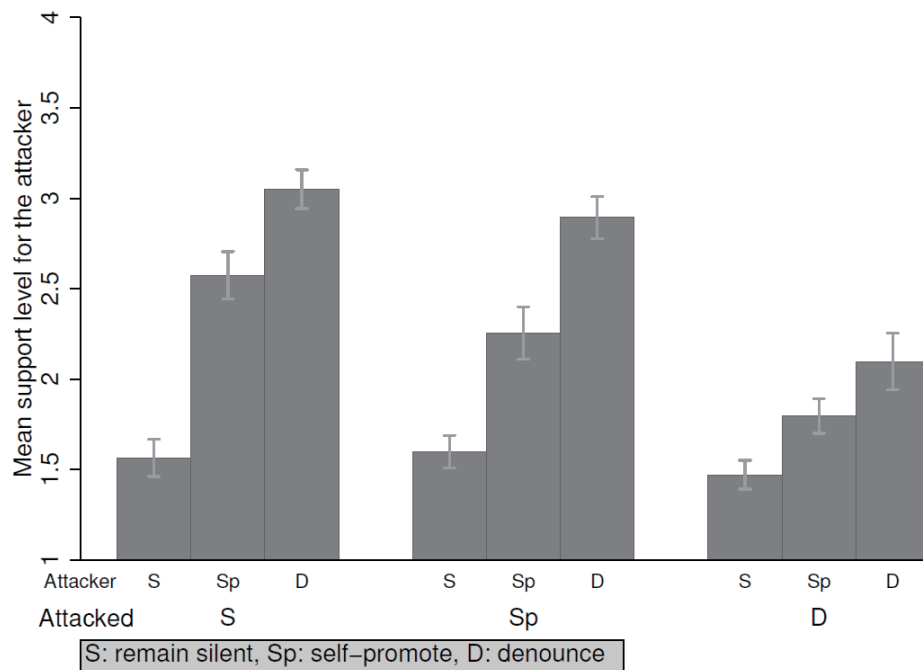


図 2：攻撃側に対する支持の平均値（出典：多湖淳@ CROP-IT プロジェクト）

なのに）危機を見える化してしまうわけです。

### そのほかの実験

ほかにも、映像を実験に使うこともできます。Facebook にアメリカ軍が作った、38 秒の映像を用いた実験があります ([Asaba, Yuki, Kyu S Hahn, Seulgi Jang, Tetsuro Kobayashi, Atsushi Tago 2020. "38 seconds above the 38th parallel: how short video clips produced by the US military can promote alignment despite antagonism between Japan and Korea," \*International Relations of the Asia-Pacific\*, 20\(2\): 253-273](#))。スライドの上の映像は、北朝鮮に対して、日本と韓国とアメリカが共同して、力を合わせて協力していますという CM です。日韓に協力を呼び掛けるメッセージになっています。下の映像は、ワニが目立ちますが、オーストラリアで米軍が軍事演習をしましたという、同じ年に作った、38 秒のミリタリー映像です。日韓はまったく示唆されません。前者の映像を刺激群、後者の映像を統制群として、日本人と韓国人に見てもらいました。刺激群の映像はアメリカ軍の意図通りに日韓の協力の機運を高めるのでしょうか。

ランダムに映像を被験者に割り当てているので統制群と刺激群の両グループでの違いは、どの映像を見たかにしかありません。結果を見ると、日本人の中で刺激映像を見ると、22 ポイント分、安全保障上の協力を日韓でしたほうが良いという数字が増えます。ケース・バイ・ケースの協力をしたほうが良いという人も増えます。残念ながら、韓国ではそう大きくは統計的に意味がある数字は出なかったのですが、条件がついていて、韓国の左派には映像の影響が出て、日韓の協力を支持する程度が同国の右派の人くらいまで戻るといった結果が得られました。

### 結 語

以上のように、政治学でも実験をする時代にな

っています。そして、それは因果推論という目的のために使われます。原因を特定するための社会科学のアプローチです。早稲田大学には学生にも利用できる [Qualtrics](#) のアカウントがあり、自分で実験を作成し、実施できる環境があります。[研究倫理審査](#)を経ないと実験はできないので、その点だけ注意ですが、先端的な科学としての政治学をする場所として、早稲田大学政治経済学部のリソースを活かして、面白い研究をしてほしいと思います。

最後に、tip を二つほどお示しして終わります。まず、先生がどういった研究をしているのかを調べる力をつけましょう。その点で、みなさんは、[Google Scholar](#) というサービスを知っているでしょうか。先生も人間ですから、自分の研究をちょっとでも知って、さらには少しでも読んでくれると嬉しいものです。先生もそんな学生さんにはすごい関心を持ち、積極的に接してくれると思います。いい球を打つとよりいい球で返してくれるテニスのようなものです。今日紹介した論文について、それに関連する研究なんかも、[Google Scholar](#) の上で、cited by というマークを押すと、検索でき、芋づる式で研究を見ていくことができます。ぜひ、みなさんも効率的に研究情報を収集するとよいと思います。

英語に自信がないなという人。毎日やるしかないですね、言語は。私も、ヘッドホンをして、毎日、細切れ時間を中心に英語を聞いています。研究とのつながりでは、TED のシリーズはオススメです。たとえば、社会心理学者のダン・アリエリー先生の[この TED](#) なんか、特によいです。実験をやる人は、アリエリー先生の TED を聞くとどういった考え方で被験者に接するべきかについても学べるでしょう。さらに、読む英語も大事ですね。その意味では、さきほどワシントンポストの話をしましたけれど、『[Monkey Cage](#)』というのが、政治学の研究者にとって大事な媒体になっています。論文そのものではなくて、研究論文のエッセンスを載せるという取り組みです。月5回までは、無料で読めます。月5本で十分いい訓練になると思います。みなさんと一緒に、政治学の研究をすることを楽しみにしつつ、私の話は終わりにしたいと思います。

[新入生への推薦図書 3 点]

1. 手前味噌ですが、多湖淳『戦争とは何か』中公新書、2020 年。
2. 政治学で実験といえば、河野勝『政治を科学するとは可能か』中央公論新社、2018 年。
3. アリエリーは原典で、Ariely, Dan (2008) *Predictably Irrational: The Hidden Forces That Shape Our Decisions*. New York: Harper Collins。

\*脱稿後の 2021 年 8 月に、ダン・アリエリー教授らの 2012 年の実験研究に深刻なデータ収集および処理上の問題があったとする匿名の論考が公開された (<https://datacolada.org/98>)。多面的な検討で、一部データの捏造の恐れが指摘されており、傾聴に値する。まだ論争の途中ゆえ、読者に注意喚起を行うにとどめておく。なお、こういった疑いが呈示されるのは科学としての営みがある証拠だともいえる（もちろん、そもそもそんな疑念の付されるような研究や分析を避けることが大事なのだが、第三者の検証を乗り越えて科学的な知識は定まっていく）。データを公開して透明性の上で研究をすることの重要性がここにあらわれている。

## 私たちの「健康」を経済学で考えてみよう！

野口 晴子\*

皆さん、ご入学おめでとうございます。皆さんは、この4月から、早稲田大学というコミュニティーの一員になられたわけですが、積極的にこのコミュニティーの一員になりたかった方も、必ずしもそうでもない方もいらっしゃると思います。しかし、「人生到處に青山あり」ということわざにあるとおり、皆さんがこれからどういう人生を送るかは、皆さん自身のその時々行動にかかっています。

経済学では、意思決定と行動というのは、ほぼ同じ意味なのですが、望む、望まないにかかわらず、与えられた場で、自分のベスト、あるいは自分のベスト以上を尽くせば、必ずその先に新たな道が開かれるということを、心に刻んで、早稲田大学で過ごされる時間を大事に、そして思いっきり楽しんでください。

さて、それではこれから20分ほど、私が専門としているこの医療経済学、ないしは健康経済学と訳す場合もあるのですが、ヘルス・エコノミクスというのは、どういう研究領域なのか。そして、そのヘルス・エコノミクスでは私たちの健康をどういうふうにとらえているのかについて、お話をさせて頂きたいと思います。

### 1. 学際的な分野としての医療(健康)経済学

まず、最初のセッションでは、ヘルス・エコノミクスとは、一体、どういう学問かについて、考えてみたいと思います。学生さんにこの質問をすると、医療経済学とは「医療費の研究ですね」、あるいは、「医療費を抑制するための研究ですよ

ね」と答える人が殆どです。確かに、医療費や医療費の抑制は、ヘルス・エコノミクスの主要な研究テーマではあるのですが、ヘルス・エコノミクスは、単に医療費のことだけではなく、私たちの健康や命に関わる幅広いテーマを研究対象とする学問領域です。

図1をご覧ください。医療経済学というのは、その名のとおり、医学、いわゆるメディカル・サイエンスと、経済学、つまり、エコノミクスの両方にまたがる、学際的な研究領域と考えることが出来ます。この学際というのは、皆さんには耳慣れない言葉だと思います。学際領域とは、複数のサイエンスの領域にまたがった学問領域であるという意味です。

医療経済学を構成する主要な学問領域である医学と経済学は、その視座や考え方が全く異なる領域です。医学、あるいは医科学といったりもしますが、メディカル・サイエンスの目的は何かというと、科学的立場から疾病を予防、ないしは、治療を行い、人々の健康を維持向上するということになります。この科学的立場というのはどういうことかということ、患者と向き合う臨床現場を最も重視し、そこでの観察やデータに対する統計的な検証から得られた証拠、つまり、エビデンスを比較・検証しながら、目の前の患者さんが抱えるさまざまな身体や健康に係る問題を解決する手法、あるいは技術こそが、「医療」である、という考え方です。先ほど、齋藤先生や多湖先生からも、社会科学領域におけるエビデンスの重要性についてはご指摘があった通りです。

したがって、この科学的立場という言葉の中には、皆さんは高校で習った概念だと思いますが、帰納法的な意味が込められています。つまり、個

\* 早稲田大学政治経済学術院教授

## ◆医学の目的とは？

**科学的立場から**、疾病を予防ないし治療し、人々の健康を維持・向上する

✓ 科学的立場—医学を応用科学(手法・技術)と捉える帰納的な考え方

臨床現場での疫学的観察や統計分析



図1：学際的な分野としての医療（健康）経済学 ～目的の違い（医学）～

別で特殊な事例から、一般的・普遍的な法則を見いだそうとする手法であるということです。インターネットが発達し、コンピューターの計算能力が格段に向上した現代社会では、このイラストにあるように、個々の患者情報にしろ、医師の個人的な経験にしろ、膨大な量のビッグデータが蓄積されて、データ解析の結果が論文化され、お医者さんとか看護師さんとか医療の専門家だけではなく、われわれ患者も含め、世界中の大勢の人たちと、情報が瞬時に共有されます。

とりわけ、1990年以降も、こういう科学的立場をとる医学の考え方は、根拠に基づく医療、英語でいうと、エビデンス・ベースド・メディスン、いわゆる EBM と呼ばれていて、この主張が、北米を中心に、臨床現場のみならず、医療政策の現場にも広がりを見せました。現在、新型コロナウイルス、COVID-19 の世界的な感染拡大の中で、感染症の専門家による診断、解析、治療、また、新薬とかワクチンの開発に至るデータが世界中で蓄積され、解析され、比較検証されています。したがって、こういった EBM に象徴される科学的立場に立った医学というのは、COVID-19 の感染拡大で加速化し、今後しばらくは、医学の中心となる考え方となると思います。

その一方で、経済学の目的は何かというと、図2にありますように、与えられた資源、稀少な資源、限られた資源を、どのように配分すれば、私たち一人一人や、社会全体が最適な状況に、みんながハッピーな状況になれるのかというのを探求する

学問と言えます。資源というのは、モノ、金、人、時間のことです。

この目的を見て、医学の目的とのはっきりとした違いに気付いた人がいらっしゃれば、立派なものだと思います。私たち一般の患者、あるいは患者の家族の立場からすれば、はじめから資源制約を考えて、うちの病院にはこれだけしか資源しかないから、この患者さんにはこれぐらいにしておこうみたいなことを考えながら、治療をするお医者さんには、まずかかりたくないですね。

私たち患者や患者の家族の立場からすると、人の健康や命は、地球より重いと信じているようなお医者さんに治療してもらいたいと、どうしても思ってしまう。今回の COVID-19 の治療の最前線を見ても分かるように、実際に医療現場、臨床現場で働く医療従事者というのは、患者と患者の家族の、いわゆる健康、命を守るために、必死に治療に当たっておられるわけです。これには、頭が下がります。

しかし、経済学の目的で前提とされているように、現実是非常にシビアなわけです。例えば、現在、COVID-19 という、100年に1度ともいわれる公衆衛生上の危機が、発生し、世界中の臨床現場は、平時には、全く経験することのない資源制約にさらされています。これは去年の3月30日だったと思いますが、『毎日新聞』に出た記事『迫られる“命の選択”「誰を死なせ誰を生かすか」苦悩するイタリア・スペイン』と、その記事の元になった、世界最高峰の医学誌である『ニューイ

## ◆経済学の目的とは？

与えられた資源制約(モノ、カネ、ヒト、時間等)の下で、  
稀少な資源をどのように配分すれば、個人や社会が最  
適な状態に到達しうののかを探索する



Source: イタリア北部の病院の集中治療室で治療を受ける新型コロナの患者=AP。毎日新聞 2020年3月30日 19時40分(最終更新 4月3日 20時43分)「迫られる“命の選択”「誰を死なせ誰を生かすか」 苦悩するイタリア・スペイン」

Source: Trough RD, Mitchell C, Daley GQ. (2020). "The Toughest Triage-Allocating Ventilators in a Pandemic". The New England Journal of Medicine, Perspective. March 23, 2020. DOI: 10.1056/NEJMp2005689



### 【用語解説】

※Triage(トリアージ):科学的根拠に基づき、患者の重篤度に応じ、緊急性の高い患者を優先的に処置すること。但し、ここでは、「重篤度」よりも「救命可能性」、あるいは、「高齢者」よりも「若年者」を優先するという「命のトリアージ」、「命の選択」が行われているという文脈

※Ventilator: 人口呼吸器

※Extracorporeal membrane oxygenation(通称ECMO): 体外式膜型人工肺

図2：学際的な分野としての医療（健康）経済学 ～目的の違い（経済学）～

ングランド・ジャーナル・オブ・メディシン』、に出たコメンタリーです（Trough, Mitchell, Daley, 2020）。

実際の医療現場では、いわゆる、人もモノも全て不足していて、例えば、皆さんも聞いたことがあると思いますけれど、重症の呼吸器不全の患者さんに使う ECMO も、あるいはそれを扱うプロフェッショナルも、足りていないのが現状です。こうした医療現場では、この論文のタイトルにある“toughest triage”, つまり、誰を助けて誰を死なすかという、そういった命の選択（トリアージ）という重荷を、医師に強いているわけです。医師や看護師がそうした決定を下さなければならないということで、彼らが、非常に大きな精神的・身体的ストレスに晒されている状況になっています。

普通、このトリアージというのは、科学的根拠に基づいて、患者の重症度、あるいは、重篤度に応じて、緊急性の高い患者を優先的に処置するという意味をもった言葉ですが、実際、今、現場で何が起きているかという、誰を助けて、誰を死なすかという、最も深刻で残酷な選択を行うという意味になってしまっています。

皆さんは、経済学をおそらく必修科目として学ばれますが、経済学を最初に学ぶときに、ごく当たり前のように、資源制約の下で幸福、経済学用語でいうと効用を最大化すると教えられますが、実は、この考え方の背後には、しばしば、非常にシビアな現実があるということを、心に留めてお

いてほしいと思います。

## 2. 経済学から考える私たちの健康とは？

経済学では、健康を資本として捉え、これを健康資本と呼んでいます。健康というのは、姿形がないものです。姿形がないものを、経済学では、健康資本と呼んでいるわけです。この考え方は、元々、アメリカの経済学者で、ノーベル経済学賞を受賞したゲーリー・ベッカーとシガール・ベン・ポラスという経済学者が考えたヒューマン・キャピタルの理論から生まれたものです（Becker, 1967; Ben-Porath, 1967）。ちなみに、2人ともシカゴ大学の先生です。このベン・ポラスという方は、人的資本が経済学分野における中心的な概念の1つになる前に、亡くなってしまったので、ノーベル経済学賞は、ゲーリー・ベッカーだけに授与されましたが、お2人が生きていたら、もちろん、ダブル受賞になっていたと思います。

ベッカーとベンポラスは、労働者が持っている情報とか知識とかスキルとか経験は、その時点、時点で蓄積されようと考えました。彼らは、これらを、貯蔵可能な、量もストックであるものであるというふうに考え、ヒューマン・キャピタルと定義しました。物的資本、例えば土地とか建物とか、そういったものと同様に、こうした人的資本は、重要な生産要素であって、そのアウトプットは、

● 健康資本は非市場財(市場で取引されえない財)



● 健康資本は、年々(つまり、高齢化すると)減耗するが、健康資本を増大するための投資も行われる



図3：健康資本 (health capital) の特徴 (1)

人々の生産性であるというふうに考えたわけです。

それに対して、マイケル・グロスマン、実は、私のお師匠さんというか、私の Ph.D. のアドバイザーの 1 人ですが、グロスマンは、健康資本は、人々が健康的に過ごせる時間であると考えたわけです (Grossman, 1972)。だから、労働生産性に関わるだけでなく、皆さんが今日一生懸命勉強をしたり、スポーツをしたり、友達と飲みに行ったり、遊んだり、そういう時間、つまり、自分が健康的・活動的に過ごせる時間こそが、ヘルス・キャピタルであるというふうに、再定義しました。

まず、健康資本というのは、非市場財です。要するに、魚や野菜、他の消費財やサービスのように、私たちは自分自身の健康を、マーケットで直接買ったり売ったり出来ません。そういう意味で、健康資本は、非市場財と考えることが出来ます (図3 参照)。

では非市場財である健康を、私たちは、どうやって手に入れば良いのでしょうか。それは、一人一人が自分自身の健康に投資することによってしか、手に入れることが出来ません。例えば、健康的な食事を摂って、十分な睡眠をとり、適度な運動をして、具合が悪くなったらお医者さんにかかって、様々な治療を受けたり、薬を飲んだりする等、自分自身に投資を行うことによって、はじめて、健康を手に入れることが出来るのです。健康水準が維持向上されれば、私たちの満足につな

がるという考え方です。

第2に、この健康資本の特徴というのは、健康資本は年齢を重ねると減耗するということです。皆さんはまだお若くてピンとこないかもしれませんが、私たちのような年齢になってくると、気力体力が衰えてきます。つまり、このスライドにあるように、その時点、時点で、健康資本のストックが減少するわけです。そうすると、私たちは、健康資本のストックの減少を補うために、投資を行わなければなりません。投資を行うと、また健康のストックが改善し、健康のストックが増大して、健康的な活動時間が増えることになります。

健康資本の3番目の特徴は、健康資本に投資するためには、当然ですけれども、ここにあるように、金銭的、または、時間的コストを投入する必要があるということです。これが私だとします。まず、私が直面しているのは時間制約です。1日は24時間しかありません。どんな人でも、30時間とか50時間ある人もいなければ、20時間しかない人もいません。また、私の財布には、月10万円入ってくるので、これが私の予算制約となります。したがって、私はこうした時間制約と予算制約に直面しています。そして、これは、私の頭の中にある天秤です。

図4をご覧ください。トレード・オフというのはどういうことかという、例えば、このジムで運動するためには、ジムに、毎月契約料を支払わなければなりません。ジムに行って運動するため

- 金銭的費用と時間の投入=>健康投資は、健康投資以外の、消費・余暇・労働に対するコスト・時間とトレード・オフの関係となる



図4：健康資本（health capital）の特徴（2）

には、1日に与えられた24時間のうち、ある一定の程度の時間を割かなければなりません。これが、ジムで運動し、健康に投資するための金銭的・時間的コストということになります。このスライドに、サプリメントもありますけれども、サプリメントを購入して消費するのも、健康投資になります。

では、ジムに契約金を払ったり、サプリメントを購入したりするお金を、友人と旅行に行くだとか、あるいはジムに行く時間を、勉強や仕事に費やしたら、一体どうだろうかと、私は考えるわけです。皆さんも、経済学で習うと思いますが、こうした潜在的な費用は、機会費用、オポチュニティ・コストと呼ばれています。

今、皆さんにお示しした選択肢、ジムやサプリメントをとるか、あるいは、友人と旅行に行ったり、勉強や仕事をしたりするか、さあ、どっちと、私は悩むわけです。これが、ある時点の人々の選択を切り取ったグロスマン・モデルの概要となります。では、グロスマンがこれをどういうふうに展開したかという、一生涯をかけて、いわゆるライフタイムを通じて、この健康資本への投資を、私たちはずっと行っていくという形になっています。

例えば、図5は、非常にざっくりとしたものですが、人の一生を表しています。ここで目標、つまり、ターゲットとなるのは何かというと、自分が棺おけに足を突っ込んだときに、私は幸せだっ

たと感じることです。つまり、生涯を通じて、自分の効用を最大化することが、私たちの目標となります。これを経済学用語では、異時点間での効用最大化問題と、ちょっと仰々しい名前ですけど、そう呼んでいます。

仮に、人生を通じて効用最大化問題と解けたとすると、後はどうすればいいかというと、その時点、時点で、どれだけ健康であつたら良いかについての答えがわかりますので、ゼロ歳のときに、どれだけ健康投資をすればいいか。15歳のときに、どれだけ健康投資をすればいいか。28歳のとき、30歳のとき、35歳のとき、60歳のとき、80歳のとき。それぞれの時点で、どれだけ自分が健康投資をすればという、解、つまり、答えが見つかるわけです。

では、どういう時に人間は死ぬのかというと、これは厳密に言うと、ちょっと複雑な要件がいろいろあるのですが、自分の効用を最大化するのに、無限大のコストがかかってしまうような場合です。要するに、自分じゃ賄い切れないぐらいの、無限大のコストがかかるときに、人間は、死を選択する。それがグロスマン・モデルの、人生の終え方となるわけです。

実際、何それって？リアリティーとはほど遠いではないかと、多くの皆さんは思われると思いますが、これは、非常に経済学的な考え方の一つです。こうした考え方は、バックワード・ルッキング・モデルといって、経済学専攻の方なら、上級

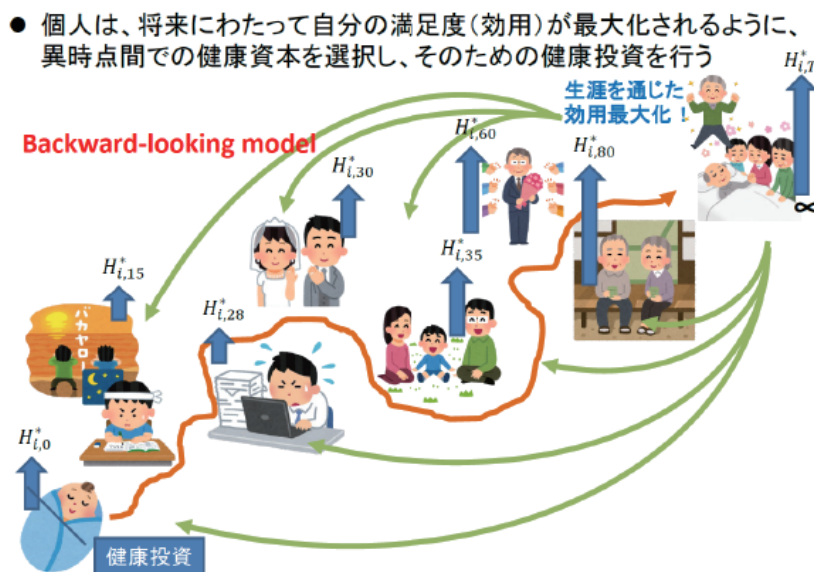


図5：健康資本（health capital）の特徴（3）

とか中級ぐらいのマクロ経済学で学習することになると思います。

### 3. 結びにかえて

#### ～医療経済学の実証研究と科学～

本日は時間の関係で省きますが、このグロスマン・モデルを、いろんなデータを使って検証した研究があります。私は、実は、全く理論の研究者ではなくて、どちらかというとデータを使った実証研究をする研究者なのですが、興味のある方は、参考文献に挙げたような論文を読んでみてください。先ほど言った人生の開始時点での健康投資をすれば良いかというテーマについて、データで実証した論文を1つ、2つ載せておきました。1つは、私と東京大学の川口大司先生の論文で（川口・野口、2012）、もう1つは、『アメリカン・エコノミック・レビュー』という、経済学の有名な雑誌に掲載された論文です（Bharadwaj, Løken, Neilson, 2013）。

また、これは紹介になりますが、『サイエンス』という雑誌から私がインタビューされた記事が載っていて（Science Advertorial, 2021）、早稲田大学のことももちろん紹介しているのですが、日本の医療経済学において、データを使った研究がどういうふうに進んできたかということを説明していますので、興味のある方はお読みください。

私は、実はすごいアニメオタクなんです。特に、押井守の大ファンで、彼の作品の中で『イノセンス』という作品があるのをご存じでしょうか。このスライドに、その冒頭に登場する、リダランの『未来のイヴ』からの引用を記載しておきました。『われわれの神々もわれわれの希望も、もはやただ科学的なものでしかないとなれば、われわれの愛も「健康も」（野口挿入）、また科学的であっていけないいわれがありましようか。』私たち教職員一同は、皆さんが早稲田で過ごされるこの数年間を、どっぷり「科学」に浸れるように、精いっぱい支援させていただきますので、皆さん、本学で充実した日々を送られるように、心より祈念しております。これで私の話を終わりたいと思います。ご静聴、ありがとうございました。

#### 【参考文献】

- 押井守（1995）『イノセンス』（INNOCENCE）
- 川口大司・野口晴子．（2012）．「低体重出生：原因と帰結」  
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/25340/1/gd12-265.pdf>
- 毎日新聞．2020年3月30日19時40分（最終更新4月3日20時43分）『迫られる“命の選択”「誰を死なせ誰を生かすか」 苦悩するイタリア・スペイン』
- Becker, G.S. (1967) “Human Capital and the Personal Distribution of Income: An Analytical Approach,” W. S. Woytinsky Lecture no.1. Ann Arbor, University of Michigan.
- Bharadwaj P, Løken KV, Neilson C. (2013). “Early Life

野口晴子：私たちの「健康」を経済学で考えてみよう！

- Health Interventions and Academic Achievement”, *American Economic Review*, 103(5): 1862–1891.
- Ben-Porath, Y. (1967) “The Production of Human Capital and Life Cycle of Earnings,” *Journal of Political Economy*, 75(August): 353–367.
- Grossman M (1972) “On the Concept of Health Capital and Demand for Health”. *Journal of Political Economy*, 80: 223–255.
- Science (Advertorial). (2021) “How economic research can impact health care in Japan”. *Science*, 371(6535).
- Troug RD, Mitchell C, Daley GQ. (2020). “The Toughest

Triage-Allocating Ventilators in a Pandemic”. *The New England Journal of Medicine*, Perspective. March 23, 2020. DOI: 10.1056/NEJMp2005689

#### [新入生への推薦図書 3 点]

1. 津川友介. (2020)『世界一わかりやすい「医療政策」の教科書』. 医学書院
2. 大竹文雄・平井啓. (2018)『医療現場の行動経済学：すれ違う医者と患者』. 東洋経済新報社
3. 橋本英樹・泉田信之（編）. (2016)『医療経済学講義 補訂版 単行本』. 東京大学出版会

## 和漢から日中へ ——日中文化交流の現在

平 林 宣 和\*

新入生の皆さん、はじめまして。教養外国語担当の平林と申します。政治経済学部では主に中国語、それから地域文化研究、リテラシー演習といった科目を担当しております。私は上石神井の高等学院から第一文学部に進み、現在は政経でお世話になっている、比較的早稲田度の高い人間です。

きょうは、新入生の皆さんに、「和漢から日中へ一日中文化交流の現在」というタイトルで、このコロナ禍において考えたことなどをお話したいと思います。政治経済の先生方が、それぞれのご専門のお話を非常に精緻にされましたけれども、私は漫談風に思ったことをお話ししていきますので、皆さんのほうもリラックスをして聞いてください。

### 風月同天：

コロナ禍が始まって、既に1年以上がたちました。最初に変な状況になったのは、中国の武漢です。1月23日に都市封鎖され、その後の状況というのは、皆さんも報道でよくご存じでしょう。その直後に日本各地からさまざまな救援物資が送られた、というニュースも、皆さんは聞いているかと思います。

そのときに救援物資に漢詩を添えて送り、その漢詩が中国の人たちに非常に大きな反響を呼んだ、というニュースをご存じでしたでしょうか。その中でも、とりわけ注目された一言が、「山川異域風月同天」という言葉です。漢字を見ると、およそ意味は分かるかと思いますが、山川すなわち国土は異なった領域にある、住んでいる場所は違う。

しかしながら、風や月、風は国境を越えて吹いてくる、月はどこで見ても同じ月、「三笠の山に出でし月かも」ですね。このように同じ天を戴いているのではないかと。

要するに、互いに異なった場所に住んでいても、我々はつながっている、こういう意味を持った一言を、救援物資に添えて送ったところ中国で大反響を呼んだ、そして普段は結構厳しいことを言う外交部のスポークスマン華春瑩さんも、この言葉に言及しつつ日本人にお礼の言葉を述べていました。

ではこの言葉は、そもそもどこからきたのか。これは当時報道で使われた写真ですが、日本漢語水平考試、HSK事務局と書いてあります。これは中国語の検定試験の事務局で、そこから支援物資を送るときに、この句が添えられていたのです。この句は、元々は二句ではなくて四句でした。写真に名前が出ていますが、長屋王すなわち天武天皇の孫が、中国に袈裟を送った。唐の時代の話ですが、その袈裟にこの4つの句が書かれていて、これを読んだ鑑真和尚が日本に来る決心をした、そのきっかけとなったとも言われています。

話がそれますが、この書を書いた秋艸道人、これは誰か知っていますか？秋艸道人はすなわち會津八一で、先ほど4号館の話題が出ましたけれども、政経の3号館の向い側の2号館に、會津八一記念博物館があります。會津八一は、早稲田大学の名誉教授で東洋美術史の研究者でした。美術史あるいは考古学関係の博物資料が、2号館に数多く收藏されていますので、ぜひ皆さん見学してみてください。その會津八一の書いたこの4つの句を、HSK事務局の林さんという方が座右の銘にしていた、たまたま支援物資を送る際に使ったと

\* 早稲田大学政治経済学術院教授／早稲田大学坪内博士記念演劇博物館兼任研究員

ころ、中国では非常に大きな反響があったということなのです。

ではこれが、なぜ「和漢」という言葉と関連するのか。和漢というのは「和」は日本、「漢」は中国を示します。この古典的な漢詩が、日中間で共有され、お互いに共鳴を引き起こした。これを聞いたときに、私はこの和漢という関係が、非常に大きな効力を発揮したというふうに思ったのです。

### 和漢と日中：

皆さんご存じのように、近代以前の日本では、古典的な教養というのは、1つは中国、1つは日本に由来し、それらが混然一体となっていました。政経の入試も、今年からだいぶ様変わりしてしまいましたが、去年まではオーソドックスな古文、漢文の問題が出ていました。古文の中に漢文の要素があり、そこから問題を出すという古漢融合問題と呼ばれる問題です。まさに和漢の関係をそのまま反映したもので、皆さんも過去問で見たことがあるのではないかと思います。

このように中国と日本の古典的な教養というのが混然一体となっている。そういう世界のことを和漢という言葉で代表しているわけです。このことについて、もう少し学術的に述べているのが、政経の外国文学の授業で中国文学を講じてくださっている齋藤希史先生です。その著作に以下のような一説があります。かつての和漢というものは、統合を強調する名辞であり、境目がなくて、しばしば一体になっている。これがかつての日本と中国の文化の関係のありようであった、ということがここで述べられています。

ところが近代以降になると、この様相が変わってくる。和漢の関係は、今度は日本と、当時の言葉でいう支那、「日支」という関係になってくる。この支那という言葉は、差別的なニュアンスがあって、現在は使われなくなっています。使わないがゆえに、あまり当時の意味も考えなくなっていますが、ここでは以下のような意味がある、と論じられています。

すなわち日本も中国も、近代になっていわゆる

国民国家になります。国民国家というのは、境界線をかっちり引きたがる。国民とそうではない人、国境のあっちとこっち、そして文化もそうです。日本という国が国民国家となって、自分たちの真に固有の文化というものが必要になってくる。そうなるこの和漢の時代、すなわち中国文化が日本の中に深く食い込んでいる状態というのは、どうもふさわしくない。だから、日本から中国の部分を排除して、その部分のことを支那と呼んだ。こういう発想が「支那」という言葉には含まれている、ということを言っています。これは確かにそのとおりで、近代以降日中の文化的な関係は、こうした関係へと変化していった。これが、和漢から日中へというときの間の段階、「日支」の段階です。お互いにつながっているのではなくて、それぞれ別の国だ、別の文化だと。こういう認識が生まれてきたということです。

そうした流れが決定的になってゆくのが、1894年、日清戦争の時代です。これは加藤陽子先生という、早稲田の法学部の岡田先生とともに、昨秋日本学術会議への参加を拒否された6人の先生のうちの1人でもあります。この先生が書かれた、『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』という書籍の一節です。高校生向けに書かれた書籍なので、皆さんも読んだことがあるかもしれません。

日清戦争というのが、どのように時代の境目になったかということですが、かつて知識人、文人といったら、清すなわち中国と朝鮮の知識人だった。彼らがオリジナルで、日本はその下流にいた。ところが日清戦争で、統一性のない清国の兵士たちを見て、日本の側から中国に対する蔑視の感情が生まれてくる。こうしたところから、さきほど述べた伝統的な和漢の関係というのが、だんだんと瓦解していくわけです。

しかしそうして隔たりが生まれてきた日本と中国の間で、実際に文化交流というものが途絶えていくのかというと、実はそうでもなかったのです。戦争というのは、少なくとも当時は、人と人が相対して行うものだった。当然軍人が中国に行く、それにくっついて商人やジャーナリストも行く。かつての和漢の関係は崩れていくけれど、かわりに直接の人の交流が生まれてくるわけです。

## 梅蘭芳と白毛女：

ここで少し私の専門に近いところをお話したいと思いますが、和漢の時代のいわゆる漢学者という人たちの代わりに、近代になると「支那通」という人々が出現する。当時の支那、すなわち中国の現地事情に通じている人々。日本人の間に、そういうカテゴリーの人間たちが生まれてきます。その人たちが、中国からいろいろ面白いものを持ってきて、日本に紹介するようになります。

この写真を皆さんはご存じでしょうか。人間国宝の坂東玉三郎、歌舞伎の女形の役者です。これは、10 年ほど前の公演のポスターですが、このとき坂東玉三郎は『牡丹亭』という中国のお芝居を演じました。なぜこのような作品を演じたかという、今からほぼ 100 年前の 1919 年に、梅蘭芳（メイランファン）という非常に著名な中国の女形の俳優が日本にやって来ました。玉三郎のおじいさんは、その梅蘭芳と共演をしています。

おじいさんあるいはお父さんから、その梅蘭芳の話聞いた坂東玉三郎は、彼こそ理想の女形であるという憧憬の念を持ち、こうしてその得意のお芝居を自分で演じたのです。梅蘭芳は当時の支那通によって「発見」され、100 年前に来日しましたが、彼は今もこうして日本の舞台芸術の中にその痕跡を残しているのです。だいたい 20 世紀半ばくらいまでは、多くの日本人がこの梅蘭芳という俳優の名前を知っていました。一方皆さんの世代になると、おそらくこの名前を知る人はほとんどいないのではないかと思います。

それからもう一つ、これは戦後のお話になりますが、『白毛女』という作品を皆さんは聞いたことがありますか。『白毛女』は新中国と非常に関わりの深い物語で、貧しい農民を悪徳地主が虐げる、そこに人民解放軍の前身である八路軍がやって来て、その地主たちを打倒し、農民たちを解放するというお話です。その貧しい農民のシンボルとなったのが、白毛女と呼ばれた女性でした。中国共産党の政治宣伝、いわゆるプロパガンダとして非常によく知られたお話で、映画にもなりまし、オペラにもバレエにもなりました。

この写真は松山バレエ団という今も東京にあるバレエ団のポスターですが、戦後間もない 1955 年という時期に、この『白毛女』のバレエを東京で演じています。なぜそのような共産党のプロパガンダとされる物語を日本で上演したのか。二十世紀半ばのこの時代、日本はいわゆる西側に属する一方で、社会主義に傾倒する人たちも、皆さんのような大学生をはじめ非常に多かった。そしてこの『白毛女』の物語は、そういう人たちを中心に大きな支持を得ることになり、当時の日本社会に浸透していきました。私が皆さんと同じ学部生の頃、中国語の教科書にはこの『白毛女』の物語が載っていましたし、NHK テレビの中国語講座のテーマ音楽もこの『白毛女』の主題歌でした。1980 年代の話ですが、それくらいに『白毛女』の物語は、日本の社会に浸透していたのです。

## コンテンツの共有：

では翻って今現在、皆さんは中国の有名な俳優やタレント、あるいは現代中国の物語を何か知っていますか。これまでお話しした梅蘭芳や『白毛女』と同程度に、国民的レベルで知っている俳優や物語といっても、なかなか思い浮かばないですね。現在ではせいぜいパンダのシャンシャンとか、それくらいでしょうか。

日本には現在 100 万人の中国人が住んでいると言われていますが、でもそうした中国の人達と共有している中国発のコンテンツは決して多くはない。最後のスライドに載せたのは、一つはご存じ『鬼滅の刃』です。現在『鬼滅の刃』の国内の興行収入は、史上最多の 400 億円に達しようとしています。興行収入が映画の良さの全てを物語るわけではありませんが、ともかく歴代 1 位が『鬼滅の刃』となりました。2 位が『千と千尋の神隠し』、3 位は実写映画の『タイタニック』です。4 位が『アナ雪』で、皆さんはおそらく中学生のころにこの作品に接した世代ですね。5 位は『君の名は。』だったと思います。

興行収入は、見た人数をそのまま表現しますから、映画という領域における皆さんの精神世界は、日本のアニメ、ディズニー、ハリウッドに占領さ

れているわけです。今回改めて確認しましたけれど、歴代興行収入 100 位まで見ても、中国映画は 1 本もありません。現代中国で 13 億の人たちが見ている大ヒット映画はたくさんあります。しかし日本人は全然見ていない。このようにかつての梅蘭芳や『白毛女』のような中国発のコンテンツが共有されていない状況というのが、前世紀末から現在まで長いこと続いています。

一方で、こちらの作品はご存じでしょうか。『羅小黑戦記』という中国アニメですが、これも『鬼滅の刃』同様、昨年の秋に公開されました。ロードショー公開でしたが、興行収入は 5 億円で、『鬼滅の刃』の 400 億円に比べると非常に少ないです。しかし一部のアニメファンの間では、この『羅小黑戦記』という作品はかなり話題になりました。

私もこの 2 作品とも子どもを連れて映画館まで見に行っています。その子どもに、もう 1 回見るとしたらどちらがいい、と聞いてみました。そうしたら、『鬼滅』よりも『羅小黑戦記』がいい、と言うのです。私も単独の作品として見ると、実は『羅小黑戦記』の方が面白いと思いました。こうした子どもの反応が、今後の日中間のコンテンツの共有に対して、何らかの変化の兆しとなりうるのか。特に中国から発信されるコンテンツが再

び多くの日本人に共有される先駆けとなるのか。この場にいる皆さんにも、ぜひこうした現状に注目して欲しい、というのが今日のお話の趣旨の一つです。

もう一つ、最後に『鬼滅』の話をしましたけれども、前のほうでは日清戦争の話もしました。日清戦争とアニメの話とは、皆さんの頭の中であまり結びつかないのではないかと思います。しかし、ある種の脈絡の中ではこのようにきちんと関係を持ってくる。皆さんも、これまで個別に得てきたさまざまな知識というものを、ぜひ大学にいる間に、皆さんを核として相互に結びつけ、その全体を有機的に考えられるようになってほしい、というのが今日の私のお話の 2 つ目のメッセージです。

以上で私のお話をおしまいとしたいと思います。ご静聴、ありがとうございました。完

【推薦図書】 主に上記のお話で触れたものを中心に紹介しておきます。

加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』、朝日出版社、2009 年。

齋藤希史『漢文脈の近代—清末＝明治の文学圏』、名古屋大学出版会、2005 年。

毛利和子『日中関係—戦後から新時代へ』、岩波書店、2006 年。



については触れられていない。清水（直）[12]（2007）は、「BBC 協定書」及び「外務省・BBC ワールドサービス間の協定書」を引用し、「NHK と同じ公共放送である BBC にも「防衛および緊急事態の取り決めとして、国内放送、国際放送を問わず、政府が告知事項や番組の放送を要請する制度、特定の事項の放送を禁止する制度が規定されている」とする一方で、これらの規定は、主に戦争などの緊急事態を想定したものであり平常時には使われることのない留保権限（a reserve power）と解釈される」（pp.7-8.）との見方を紹介している。

## 1.2 「有識者会議」の定義

「審議会」や「懇談会」などの合議制の機関には、様々な法的根拠を持つものがあり、国の重要な政策や法案作りに影響を与えている。この内、本稿では村上 [43]（2018）の分類に基づき、「法令に基づく「審議会」と政策提言を行うため法令に基づかずに行政機関に設けられた「行政運営上の会合」の2つを合わせて「有識者会議」と位置づけ」（p.11.）、分析を行った。

この「審議会」と懇談会などの「私的諮問機関」の間には、法律上明確な差があり、行政学上議論のあるところである。西尾・村松 [41]（1996）によれば、審議会とは「国家行政組織法 8 条に基づいて設置された合議制機関であって、行政機関（府・省・委員会・庁）の附属機関であることを

意味し、諮問機関と、審査・検定を行う参与機関の双方を含む」（p.98.）。これに対し、「懇談会などの「私的諮問機関」は、「閣議決定や閣議了解、府・省令、訓令、局長決裁などによって行政省庁内部に設置されるが、法令に根拠を持たない点で国家行政組織法 8 条に基づく審議会と区別され、事実上の諮問機関あるいは法定外の審議会ともいわれる」（西尾・村松 [41] 1996, p.106.）。

特に「私的諮問機関」においては、「行政の直接の担当者以外の意見を取り入れるという意味において公共性を高めているともいえるが、一方で、執行過程で管轄局や課と深く結びついている企業や業界団体が審議会以上に強く代表」（西尾・村松 [41] 1996, p.110.）することもあるなど、「審議会」、「私的諮問機関」いずれについても、「民主的な手続きや委員選出の透明性、議論の公開性が不十分だとする指摘」（西尾・村松 [41] 1996, pp.111-112.）もある。

本稿で分析するのは、議事録や議事要旨の中に、明らかに「命令放送」についての議論の形跡があるものである。具体的には菅が総務副大臣として在任した 2005 年 10 月 31 日から 2006 年 9 月 26 日、及び、総務大臣として在任した 2006 年 9 月 26 日から 2007 年 8 月 27 日までに開催された、総務省主催の大小の有識者会議を調べた。結果は以下の図のようになる。

このうち、情報通信審議会 総会 第 15 回（8/1）と情報通信審議会 情報通信政策部会 第 22 回



（総務省 [26] 2006h 「議事次第」、総務省 [22] 2006f、総務省 [20] 2006d、総務省 [14] 2006-2007、総務省 [24] 2006g、総務省 [21] 2006e、総務省 [23] 2007b から作成）

(9/4) は、内容的には、主に「映像国際放送の在り方に関する検討委員会 全 8 回」(9/4-2007/3/30) の立ち上げを話し合った会議であった。また、情報通信審議会 情報通信政策部会 第 23 回 (2006/12/21) と情報通信審議会 総会 第 16 回 (2007/1/9) についても、主な内容は「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」の報告会であったため、実質的議論は「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」の中で行われていた。そのため本稿では、合わせて 5 回開催された一連の有識者会議の内、この会のみを取り上げる。

そのほか単独で取り上げる有識者会議はそれぞれ「通信・放送の在り方に関する懇談会 (以下、竹中懇談会)」(2006/1/20-6/6) と、「電波監理審議会 第 911 回」(2006/11/8) の 2 つとなる。

但し、研究の途中の段階で、電波監理審議会 第 905 回<sup>(3)</sup> (2006/3/15) の重要性が増したため、章・項目を横断する形で、この会議についても追加で取り上げることとした。

### 1.3 仮説と研究方法

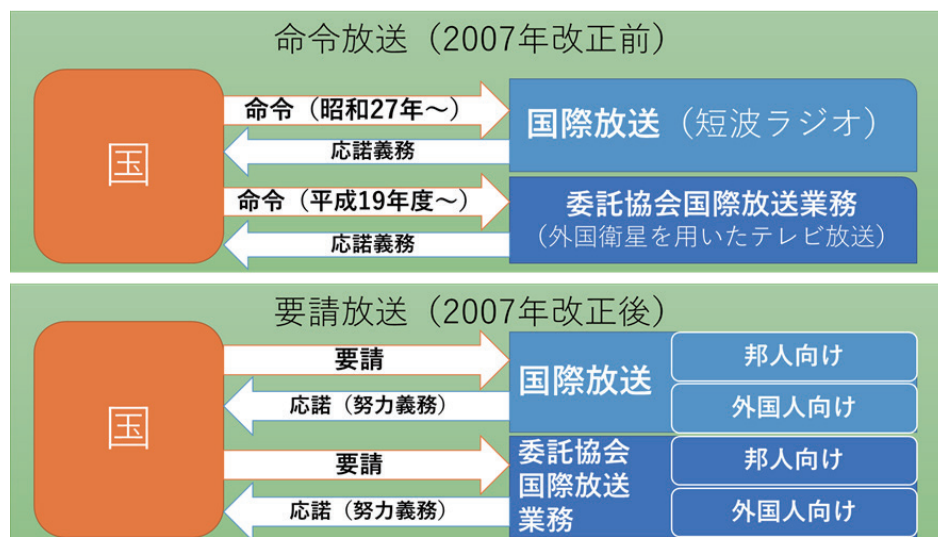
本稿では、現状で得られている資料等を参考に、以下の仮説を立てた。

**仮説 「2006 年の命令放送の『追加命令』発出後、NHK への具体的な『放送事項』を指定した『要請 (命令)』は増加した」**

以上の仮説を検証するため、以下の 4 種類のデータを収集した。すなわち、①本稿で取り扱う「有識者会議」の詳細な議事録、議事要旨、議事次第、会議で配布された参考資料、②国会議事録、内閣府の発言録、③新聞記事 (朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、産経新聞等)、④その他雑誌・書籍、インタビュー等である。これらのデータの参照期間は、菅が総務副大臣、及び、総務大臣として在任した 2005 年から 2007 年を中心とした。議事録については、会議自体が非公表なもの、詳細議事録が公表されていないケースもあり、総務省に情報公開請求を行った。

## 2. 放送法と命令放送

2006 年 11 月に菅総務大臣が行った命令放送の「追加命令」以前にも、総務大臣による命令放送の実施は、「放送法」にもとづいて、1966 (昭和 41) 年から毎年行われていた<sup>(4)</sup>。それは、①時事問題、②日本の国の重要な政策、③国際問題に対する日本政府の見解、の「3つの事項」について放送することを命じるという内容であった。この「3つの事項」が敢えてこのような大括りの記述となっているのは、政府が具体的な事項にまで踏み込まず、NHK の自主性を尊重する姿勢を示してきたためであった。2006 年 11 月に菅総務大臣が NHK に対して行った命令放送の「追加命令」は、これまでの「3つの事項」に、④ラジオ国際放送で北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること、という新たな事項を加えるものであった。従来の 3つの事項に比べ「北朝鮮」「拉致問題」という固有名詞が盛り込まれ、かつ、命令の内容も具体的であった。更にこの命令書は、「菅総務大臣自らが NHK の橋本元一会長を総務省に呼び、命令書を手渡す形で行われた」(『朝日新聞』[2] 2006.11.10 夕刊, 2 社会, p.14.)。こうしたやり方は、これまでの政権では例を見ない極めて異例なものであった。菅が命令放送の「追加命令」に踏み切り、命令の事項を新たに指定したことは、当時から「政治介入ではないか」と議論になった。鈴木・山田 [13] (2017) は「このような放送事項の指定のあり方に対しては、有識者からの批判も少なくなかった。すなわち、大枠ないし抽象的な事項の指定はいいが、拉致問題というような具体的な事項の指定は放送の自由に抵触するのではないか、ということであった。また現場からも、すでに自主的に拉致問題を十分に放送しているのになぜ、との戸惑いの声上がるなどしていた」(p.271.) と、当時の状況を伝えている。「命令放送」に対するこうした批判や懸念の声を受け、2007 年の放送法改正では、「命令放送」は、「要請放送」と呼称が改められた。また、これに伴い、命令放送そのものの仕組みも下の図のように変わった。



（総務省行政管理局 [17] 2020, 鈴木・山田 [13] 2017, pp.270-274. から作成）

この図を見ると、「命令」が「要請」となり、NHK に対する「応諾義務」は「努力義務」に変わっている。制度的には旧制度に比して、NHK の編集権の独立に配慮したようにも見える。しかし、実際の運用上どれほど NHK に自主裁量が認められるのだろうか。

裁判所は、NHK の応諾努力義務について「特段の事情がない限り要請に応じることが前提とされているものということができ、NHK が合理的な理由もなく要請に応じないときは、放送法違反として、電波法 76 条 1 項の規定による無線局の運用の停止命令その他の処分の事由等になり得るものと解される<sup>(5)</sup>」（大阪地判 [3] 平 21・3・31 判時 2054 号 19 頁）との判決を出しており、実質的には命令と同義であると考えられる。つまり、「命令放送」から「要請放送」への制度変更は、名称と一部の業務上の分類の変更以外は、実態上、旧法とさほど変わらない内容と見るべきであり、所謂「看板の掛け替え」であった感が否めない。

また NHK における「要請放送（旧命令放送）」は「NHK の行う自主放送と一体として行うもの」（金澤 [7] 2020, p.157.）と定められている。そのため、NHK の行う放送の内どこからどこまでが国に求められた要請放送の事項なのか知ろうとしても、視聴者からは判別が不可能である。これは第三者による検証が、制度によって阻害されていることを意味する。現状の運用が NHK の中立性を保つために妥当か否か、今後議論する必要がある。

あろう。

### 3. 国際放送を議論した「有識者会議」

#### 3.1 【会合】「通信・放送の在り方に関する懇談会」（竹中懇談会）の目的と内容

「通信・放送の在り方に関する懇談会」は、2006 年 1 月 20 日に、総務省第一特別会議室において初会合が行われた。会議は非公開とされ、内容については議事次第の公開と、竹中総務大臣、または松原座長の行う会見で説明するとされた。このため、筆者は総務省に情報公開請求を行った。その結果、2020 年 11 月 12 日に、文書で「不開示」との通知があった。不開示とした理由は、「該当する行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないため」というものであった。ここから、本有識者会議においては、会議が開催された当初から、詳細な議事録が作成されていなかったことが明らかとなった。

このころ総務副大臣のポストにあった菅はどのように動いていたのだろうか。「竹中懇談会」の議事次第には形跡は無かったが、別の「審議会」に、菅が総務副大臣として「NHK 国際放送」に関わっていたと思われる動きが残されていた。それが、例年通りの 3 つの事項を指定する方式での命令放送の実施を、適当であると答申した「電波

監理審議会（第 905 回）」である。3 月 15 日、まさに「竹中懇談会」が行われていたのと同時期に、総務省において開かれた同会で、NHK 国際放送に関する「命令放送」の実施が、例年通りの方式で適当とされる答申が出された。具体的な審議内容は、残された議事要旨によると以下の通りである。

文言を改めてみると、「放送を行う事項についても例年通りであり」と記されており、少なくともこの答申の時点で、「拉致問題」を「追加命令」として NHK 側に命ずることは想定されていなかったことが分かる。この答申を受けて、4 月、総務省において、清水英雄政策統括官<sup>(6)</sup>から、NHK の橋本元一会長に対し、命令放送実施の命令書が手渡された。ちなみに、この清水政策統括官は、議事要旨（総務省 [29] 2006k, p.1.）にも総務省からの出席者として名前が残っている。後の国会答弁において菅は、総務省の官僚から「命令放送」についてのレクチャーを受け、この清水政策統括官を通じ、文書として残らない口頭での伝達を以て、「拉致問題」に特に留意して放送をするよう NHK の橋本会長に伝えた、と認めている。

つまり、3 月 15 日の答申の時点で「拉致問題」を「追加命令」で命じることは想定されていなかったが、4 月に清水政策統括官が NHK に「命令放送」の命令書を手交するまでの間に、菅総務副大臣によって「答申内容の変更（追加）」が、審議会での議論を経ずに行われた、ということとなる。清水政策統括官自身、電波監理審議会（第 905 回）に出席し、一方で、自分の口から審議会に答申されなかった事項を NHK 会長に伝えたのであるから、当然その事項が審議会に無断で追加されたことは、自覚していたはずである。当時、清水政策統括官は、違和感を覚えなかったのだろうか。こうしたやり方は、「審議会」そのものの存在意義を実質上、形骸化させることとなろう。

2006 年 6 月 6 日、「竹中懇談会」の締めくくりとなる第 14 回会合が開催された。同会合では、最終報告書を取りまとめた。この中に、NHK 国際放送に対する「命令放送」については具体的な言及は無かった。14 回に及ぶ議論を一覧にまとめると下の表のようになった。

これを見ると、「命令放送」について、配布資料に記載はあるが、具体的にどのような議論が行

#### (9) 日本放送協会に対する平成 18 年度国際放送実施命令について (諮問第 10 号)

NHK に対する平成 18 年度国際放送実施命令について、次のとおり総務省の説明及び質疑応答があり、審議の結果、それぞれ適当である旨答申した。

##### ア 総務省の説明

本件は、放送法第 33 条に規定されているように、NHK に対し、必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命ずるものである。

今行っている放送は短波放送で、一日延べ 65 時間、全世界に向けて 22 言語で放送している。平成 18 年度についても、この規定に基づいて同じような実施命令を行うこととする。なお、NHK 自身が放送法に基づいて自主放送として行っている国際放送と一体として行うことによって、その効果を上げようということで、これと一体として命令することとする。

放送を行う事項についても例年どおりであり、時事、国の重要な政策、政府の見解等である。また、国の費用負担については、1,700 万円ほど減らして、22 億 5,600 万円ほどで行っていただくこととする。

##### イ 主な質疑応答

- ・ 海外に赴任して NHK の海外向け放送を受信した場合には受信料はどうなるのか、との質問に対し、総務省から、海外居住者には日本の法律は適用にならないので、受信料の支払いはいらない、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)

(総務省 [29] 2006k, pp.10-11.)

| 回数  | 内容(資料)                                                                                        | 回数   | 内容(資料)                                                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | ●BBCやイタリア放送協会などが子会社で国際放送を実施している状況などを紹介<br>●NHK国際放送視聴世帯がBBC、CNNの2億6000万世帯に対して7200万世帯にとどまる      | 第8回  | ●NHK WORLD TVの英語化100%を目指す。情報発信については受信環境整備のため、国などが受信料以外の財源で整備してほしい(ヒアリング資料/NHK会長橋元氏もしくは中川理事) |
| 第2回 | ●NHKに対する監督の項目で「命令放送」に言及<br>●諸外国の国際放送の現状報告                                                     | 第9回  | ●国際放送の視聴世帯を2億人にするためには追加で20億円必要。また、国際放送はBBCでも赤字経営。(NHK資料)                                    |
| 第3回 | ●特になし                                                                                         | 第10回 | ●国際放送の概要説明                                                                                  |
| 第4回 | ●特になし                                                                                         | 第11回 | ●中・印の台頭に対抗するため情報発信の強化が必要。また、国際放送の抜本強化のため、ラジオ国際放送を廃止し、テレビとIPマルチキャストに(松原座長による論点整理)            |
| 第5回 | ●命令放送はラジオに対して実施しているが、NHK WORLD TVに対しては未実施と説明<br>●必要な事項を指定して委託協会国際放送を行うべきことを命ずることが出来る、の部分に下線強調 | 第12回 | ●外国人向け映像による国際放送の早期開始と、テレビ・IP網による番組配信の双方で行うべき(報告書骨子(案))※ラジオ国際放送の廃止の文言が落ちる                    |
| 第6回 | ●国際放送の一部を広告収入でと意見もある※子会社設立の可能性<br>●(国際放送の)情報発信は、公共放送NHKが行うことがベスト(NHK資料)                       | 第13回 | ●国際放送の強化のため、民間のノウハウや番組提供も必要。新たにNHKに子会社を設立して実施すべきか(報告書(案))                                   |
| 第7回 | ●国として国際放送の充実を言うのであれば、国費で賄うべき。民放のコンテンツを使うなら相応の対価を。また、国際放送への広告導入には反対(民放連)                       | 第14回 | ●議事次第以外、資料添付無し                                                                              |

※議事録は公開されておらず、「議事次第」と「資料」のみネットで公開されている。( )無しは、事務局資料

(総務省 [26] 2006h「資料3 参考資料」, p.38., 総務省 [27] 2006i, 総務省 [28] 2006j, などから作成)

われたのかは判然としない。「竹中懇談会」においては、国際放送の強化をめぐって、民間色を強めたいとする竹中と、国費投入・NHK 主導で取りまとめたい総務省、及び、与党一部議員らとの溝は、最後まで埋まらなかった。政府内ではこうした不一致を埋めるべく調整が図られ、2006 年 6 月 20 日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意(以下、政府与党合意)」が発表された。この中で、「国際放送」については、次のように記載された。

新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

(総務省 [25] 2007c「(1) 通信・放送の在り方に関する政府与党合意 1 NHK 関連」)

「政府与党合意」の記述を見ると、「竹中懇談会」で検討する、とされていた財政支援は、「国費投入」が既定路線とされた。また、中間とりまとめの段階から最終報告書に至るまで盛り込まれていた「テレビ放送と IP 網による番組配信の双方でやるべき」という主張も削除される形となった。NHK 改革において、民間主導へ急カーブを切ろ

うと竹中が始めた議論は、小泉総理大臣からの支持を得られず勢いを失っていった。

### 3.2 【会合】「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」の目的と内容

「竹中懇談会」では成果を残せず、持ち越しの格好となった国際放送強化の議論は、「映像国際放送の在り方に関する検討委員会(以下、検討会)」へと引き継がれた。第 1 回会合が始まったのは、2006 年 9 月 4 日であった。この会において、初めて「命令放送」が主たる議題として議論されることとなった。菅は総務副大臣として、その議論に大きな影響を与えることとなる。

この有識者会議では具体的にどのような議論が展開されたのか。詳細な議事録が公開されていないため、筆者は、総務省に情報公開請求を行った。その結果、2020 年 11 月 18 日に文書で「不開示」との通知があった。理由は、「文書作成から 10 年以上経過し、廃棄対象となったので、既に廃棄され現存しない」というものであった。「放送・通信の在り方に関する懇談会」とは違い、詳細議事録は作成され、ある時期までは保管されていたものとみられる。

残された「議事要旨」及び報道から紐解くと、この「検討会」では NHK による子会社の設立を

念頭に、NHK に対し、新たな映像国際放送の実施の必要性を議論した。結論としては、主に映像による英語放送の早期実施・強化と、国費及び、民間資本の投入を提起した。議論半ば、具体的には「第 4 回会合」から「命令放送」の是非について討議が始まった。事務局を務める総務省は事務局案の通りの承認を求めたが、異論が続出し新たに設立する NHK 子会社への「命令放送」の適用については、否定的な立場の委員が多数を占めた。

10 月 13 日、菅は閣議後の記者会見で、NHK に対し拉致問題で命令放送の「追加命令」を行うことを明らかにした。菅は「内閣が代わり、拉致問題が国の最重要事項になっている。そういうことを含めて検討したい」（『朝日新聞』[2] 2006.10.14 朝刊, 1 総合, p.1.）と述べた。同日夜には安倍もこの発言を支持し、「北朝鮮で救出を待っている被害者に何ができるか。総務大臣もできる限りのことをしようと考えていると思う」と首相官邸で記者団に語った（『朝日新聞』[2] 2006.10.14 朝刊, 1 総合, p.1.）。お互いを後押しするこうしたコメントからは、両者の良好な関係性も看取される。

菅が命令放送を検討するとした発言は国会でも波紋を呼んだ。報道からおおよそ 2 週間後の 10 月 26 日に開かれた衆議院総務委員会では、民主党の武正公一議員が、菅の前任者である竹中総務大臣の時代に、拉致問題を重点的に放送で取り扱うよう、事務方を通じて「口頭で」NHK に伝えていたという報道があることと、これが事実であるかについて菅に質した。

○武正委員（前段略）口頭で、統括官というんですか、大規模災害、テロ、拉致に留意をということを伝えた、こういう報道があるんですが、こうした事実はあるんでしょうか。お答えいただけますか。

○菅国務大臣 ことし四月一日付の NHK のラジオ国際放送に対する命令書を交付する際に、当時の清水政策統括官から橋本 NHK 会長に対し、拉致、テロ、自然災害について重点的に扱ってほしい旨を口頭により伝えた、このことは事実であります。

（中略）

○菅国務大臣 今までのことを全部調査しまし

た。それで、口頭で留意事項を伝えたということとはほかにはないということです。

（国会 [8] 2006a 「No.072. ～ No.075.」）下線強調は筆者。

菅はやり取りの中で、4 月の段階で NHK に対する「口頭での伝達」が有ったことを認めている。また、ここで注目したいのは、「要請」という語である。この後の答弁で菅は「要請」とはあくまで行政指導だと指摘し、一方の「追加命令」は大臣による直接的な命令で、自らの意思をより強く反映したものだ、としている。

○菅国務大臣（前段略）要請というのはこれは行政指導ですから、先ほど、今まで三通の要請があったという報告を私もしましたけれども、あれは大臣なり副大臣の決裁なく局長が、それぞれの、当然テロだとか大震災だとか、そういうところであるのでという形で出したというふうに思っています（中略）私は、やはりオープンな形で、放送法三十三条第一項に基づいてやった方がいいだろう、そういう判断で命じました

（国会 [8] 2006a 「No.077.」）下線強調は筆者。

この時点で菅は「要請」レベルではなく、NHK に拉致問題を取り扱うよう「命令」することに強くこだわっていた事が窺える。では、なぜ敢えて追加の「命令」にこだわったのか。同日、質問に立った社民党の重野議員も同様の疑問を持っていた。重野は菅に、命令放送をしようと考えたきっかけは何だったのか、というシンプルな質問をおつけている。菅はこれについて、「直接拉致被害者に短波放送の有効性を聞いた事がきっかけ」であったと答えている。なお、この時点で、菅がいつこの話を聞いたのかについては言及されていない。

○重野委員（前段略）NHK は公共放送として、それから政府から相当な額の補助金をもらってやっておる、そのことは十分踏まえてやってきたんだろうと。なのになぜ、いまだかつてない、初めてですよ、内容について大臣が命令をする、こういう事態になっていくのか

というところに私はなぜかというような気がするんですね。

その点について、今までの経過と、それから、NHK がこの間に総務省の審議会の答申を受けて新年度の放送にかかわっていった、その中に対する大臣のそういう指摘というのがどうして出てくるのかという点について、もう一度説明してくれませんか。

○菅国務大臣（前段略）私は、この放送を決断するに当たって、被害者の方からもいろいろなお話を聞きました。向こうで生活しているときに、やはり日本の短波放送というのは強いそうです、ほかの国と比べて。それを聞いて勇気を持てたとか、そういう話も実は伺っています。

そうしたことを考えた中で、国として、今救出を待ちわびている北朝鮮の拉致された被害者の方にやはり勇気を与えるというのは、私は政府として当然のことである、こう実は思ひまして、このことを命令しよう、こう考えたわけです。

（国会 [8] 2006a [No.267. ～ No.268.]）下線強調は筆者。

重野の質問に出て来る「審議会」とは、例年通りの方式での命令放送の実施を適当であると答申した「電波監理審議会」（総務省 [29] 2006k 「(9) 日本放送協会に対する平成 18 年度国際放送実施命令について（諮問第 10 号）」, p.10.）を指すと思われるが、菅はこの質問には答えていないため、判然としない。

こうした国会での議論は「検討会」での議論にも影響を与えた。10 月 27 日に開かれた第 4 回会合で、早速「命令放送」が議題となった。この「検討会」においては、先の「竹中懇談会」や「政府与党合意」の中身を受けて、「国際放送の強化」について検討されていた。中でも、NHK に新たな子会社を立ち上げ、そこに民放なども合流し、オールジャパンの知恵で魅力ある外国人向け国際放送をどう作っていけばよいのか、という議論が進められていた。そのため、第 4 回会合以前は、「命令放送」は、主要な議題ではなかった。13 日の菅の発言後、急に議題として議論が始まったのである。しかしながら、同会には詳細な議事録が

残されていないため、第 5 回会合（11 月 17 日開催）で配布された、「第 4 回会合で示された意見等」という資料から議論の中身を見てみたい。まず、命令放送の「追加命令の実施」に関連して出された意見は、以下の通りであった。

- 編成権の独立は、大変に重要なことであり、編成権の独立と財源には非常に相関関係があると思う。どういう立ち上がりの組織にしても、編集権の独立が大前提でないと、信頼されないと思う。
- 民放が参加するための環境整備を考えた場合、命令放送を含めて、編成権、編集権の独立をどう確保、担保するかというのは大きな問題。（総務省 [15] 2006a 「資料 1 第 4 回会合で示された意見等」, p.3.）

議論では、菅が検討する命令放送を、新たに立ち上げる NHK の子会社にも適応するのか、という点が最大の関心事となっていた。その際に委員が最も懸念していたのが「編集権」の問題であった。国の介入が強まるほど、視聴者の信用が得られなくなると危惧したためだ。

「検討会」で委員たちが、命令放送について懸念していたころ、国会でも「追加命令」そのものの是非を問う声が強まっていた。この「追加命令」は本当に必要なものなのか。野党から疑問の声が多数上がるようになっていた。菅は 11 月 2 日の国会で、前出の民主党・武正公一議員から引き続き、命令放送の「追加命令」を出す意図について問われている。具体的には、菅の「追加命令を出すにあたっては、拉致家族から話を聞いた」とする発言を踏まえ、「拉致家族の皆さんから具体的に命令放送の要望を受けたことがあるのか、あるとすればそれはいつなのか」と問うている。これに対し菅は、「2000 年代に、万景峰号の入港禁止の議員立法を自分が実現させた折に、拉致被害者家族から命令放送の要望を受けていた」旨の発言をしている。

○武正委員（前段略）例えば拉致家族の皆さんから具体的に命令放送の要望を受けたことがあるのか、あるとすればそれはいつなのか（中略）

○菅国務大臣（前段略）私は二〇〇〇年から、あの万景峰入港禁止の特定船舶禁止法案、あるいは輸出、輸入、送金をとめることのできる外為法改正など、自民党の中で責任者として、議員立法をつくるために取り組んできました。その段階から、家族会の皆さんやあるいは救う会の皆さんとも何回となくお会いをさせていただいて、さまざまな要望を受けているということも事実（中略）「放送法には、「命令放送」の規定があり、総務大臣は、NHK に政府の重要政策等の放送を命令できる。脱北者の証言等によると、」云々という中で、「総務省、NHK 等関係者は、拉致被害者の安全確保のために、為し得る事はすべて行なうという姿勢をとっていただきたい。ここに強く求める。」家族会の横田めぐみさんのお父さんの滋さん、それと救う会の佐藤会長の連名でこのことを支持するということを、私にその場でも、私のことが報道された後、電話がかかってまいりました。また、先ほども申し上げましたけれども、それ以前からこうしたことについて要請があったことも事実です。

（国会 [9] 2006b [No.160. ～ No.161.]）下線強調は筆者。

答弁の中で菅は、命令放送の「追加命令」を行うにあたっては、拉致家族側からの求めがあり、それに答えたのだという意味のことを繰り返し述べている。しかし、放送法の専門家でもない拉致被害者家族が、きわめて専門的な放送法上の仕組みである「命令放送」について、菅に要望したと考えるのは、いささか不自然さを禁じ得ない。また、「救う会」の声明に対しては、当事者である拉致被害者家族からも「圧力団体のファナティックなアジテーション<sup>(7)</sup>」と疑問視する声が上がっている。

武正議員に答弁を行った6日後の11月8日、菅総務大臣は、「電波監理審議会 第911回」に命令放送の「追加命令」の是非を諮問した。審議会は、諮問内容は適当との即日答申した。そして同月10日には、NHKの橋本元一会長を総務省に呼び、菅自らが命令放送の「追加命令」命令書を手交している。追加命令を出し終えて4日後の11

月14日、菅は再び民主党・武正公一議員の質問を受けている。武正は、今回ではなく前回の、2006年4月に行った命令放送の命令書公布の折、口頭で要請が行われていたことに触れ、これが誰の発案だったのか、と問うた。菅はこれに対し、総務省の官僚から説明を受けた上で自分が判断した、と答えている。

○武正委員（前段略）当時、大臣は副大臣であったわけですので、これも戦後初めて、その文書を渡すときに口頭での要請が行われたわけなんですが、そもそもこれはやはり菅大臣の発案だったのかどうか。（中略）

○菅国務大臣（前段略）そして放送について、特にNHKについてそういうことができないかなということを日ごろ言っていたものですから、そういう中で、拉致、大規模災害、テロ、大規模災害とテロについては以前にも要請という形で行った経緯がある、そういうことを伺っています。その中で、四月のことでありまして、私、記憶が定かではなかったんですけれども、説明を受けまして、もう一度調べ直しまして、事前説明があつて、私が適当と判断をしたということも私は判断をいたしております。

前回の命令書につきましては、当時の清水政策統括官からNHKの橋本会長に交付された、このように伺っております。そのときに三項目を口頭で伝えた、そういうことだというふうに思います。

（国会 [10] 2006c [No.072. ～ No.073.]）下線強調は筆写。

菅はこの答弁の中で、命令放送の「追加命令」を、「口頭で」要請した前例はないが、要請そのものを行った前例はあること、またその仕組みや前例については、官僚の「事前説明」があった事を認めている。

国会で「命令放送」についての論戦が激しさを増す中、11月17日、「検討会」の「第5回会合」が開かれた。この席で総務省の官僚は、これまでの議論を「報告書」に取りまとめるため、「命令放送」について委員に理解を求めている。国際放送強化のために新たに設立するNHKの子会社に、

本体同様「命令放送」の制度適用を認めるよう、その正当性を説いたのである。実はこのころ、2007 年の放送法改正も控えていたため、総務省としては命令放送で異論が噴出し、放送法改正の日程に影響が出ることは、避けたかったはずである。会の席上で、総務省の担当者は次のように発言している。

- 国際放送に係る放送法改正については、とりまとめ内容により、改正すべき事項が随分変わってくる。それに応じて、政府部内で調整して放送法改正案に反映していきたい。命令放送の部分は合わせて考えなければいけない。（事務局コメント）  
（総務省 [16] 2006b「参考 1 映像国際放送の在り方に関する検討委員会（第 5 回会合）議事要旨」, p.3.）

しかし、多くの委員は、総務省側の説明には納得せず、特に、命令放送の文言が好ましくないとして、報告書にもその旨を記述することを強く求めた。

- 命令放送は、これまで討議してきた新しい国際放送のイメージになじまない。まとめるのは難しいかもしれないが、問題点として検討委員会で検討を要するというまとめ方にして欲しい。
- 国費の投入と命令放送のカップリングについて、理想を言えば一切ないのがいいが、最小限、「命令」という言葉はなじまない。理想は一切なし、これが出発点だが、話し合いには応じる用意はある。  
（総務省 [16] 2006b「参考 1 映像国際放送の在り方に関する検討委員会（第 5 回会合）議事要旨」, p.3.）

これに対し総務省側は、海外の国際放送にも命令放送に類する規定があり、放送局の信頼は損なわれていないこと、NHK には国費が投じられているため、ある程度の担保は必要であることを、主張している。

- 「金を出すけど口は出さない。」というのは

理想的だが、①国会で議論され予算の承認を得る以上、担保が必要である。②命令という言葉について、業務改善命令等、行政処分を示しており、世間で言う命令という言葉とは意味が違う。③フランスについては不明だが、BBC については、国内、国際放送共に民放についても、安全その他に係る場合には、命令と放送禁止がかかることになっており、現実には北アイルランド軍に関する放送に対し禁止をしていた。しかしそれで BBC の信頼が失われたとは直接には聞いていない。（事務局コメント）

（総務省 [16] 2006b「参考 1 映像国際放送の在り方に関する検討委員会（第 5 回会合）議事要旨」, p.4.）

しかし、こうした主張を受けても委員らからの反対はやまなかった。この「検討会」は、NHK 業務を司る、総務省情報通信政策局 鈴木康雄局長の私的懇談会として開かれたものだったが、国際放送に関わる案件のとりまとめは、同局 武田博之 衛星放送課長の担務だった<sup>(8)</sup>。議事要旨の中の事務局コメントとは、この武田の発言であったと考えられる。「検討会」が「命令放送」の呼称をめぐる紛糾したため、武田は「検討会」と総務省、そして自民党との間で、調整役として立ち回り、悩んでいたことが推察される。

委員らからの反対の声を受けて、結局「命令放送」は 2007 年の放送法改正において「要請放送」と名称が変更された。しかし、その中身は旧法と実質的に変わらないものであり、所謂「看板の掛け替え」であった。

### 3.3 【審議会】「電波監理審議会 第 911 回」の目的と内容

「電波監理審議会 第 911 回（以下、審議会（911））」は、菅が命令放送の「追加命令」の妥当性を諮問し、適当とする答申を行ったことで、重要な意味を持つ有識者会議である。会議では、総務省側 が安倍総理大臣の所信表明演説や、拉致対策本部の掲げる方針などを示しながら、その中で政府方針とされた「拉致問題の解決」の方針にのっとり、命令放送の追加命令の実施の正当性について説明を行った。加えて、放送法第 3 条につ

いても詳しく解説した。放送法第3条は放送番組編集の自由をうたう条文であり、具体的には「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」（総務省行政管理局 [17] 2020「第二章放送番組の編集等に関する通則」）と規定する。これを踏まえ、「命令放送」はこの「法律に定める権限に基づく場合」に該当するとして、第3条といえども例外的に制約を受けることが明記されている、とした。

更に総務省は、金澤 [6] (2006) の学説を引用しつつ、今回の命令放送はNHK国際放送のサービスの内、「短波ラジオ放送」について命じるものだとしながらも、この時点で未実施だった「テレビ国際放送」についても、「命令放送の対象になり得る」（総務省 [30] 2006l, p.5.）との見解を示している。また総務省は、「予算の変遷、NHKからの総務省への報告内容、拉致問題の概要」（総務省 [30] 2006l, p.5-6.）を説明した上で、「総務省が「拉致対策本部」の事務局に対しスタッフを送り込んでおり、政府一体となって拉致問題に取り組んでいる」（総務省 [30] 2006l, p.6.）ことを紹介した。

最後に、過去の年度途中での「追加命令」と「要請」について、内訳を明らかにした。いずれも「湾岸危機」「米中枢多発テロ」「イラク情勢の緊迫化」などを理由とし、命令方法としては、補正予算を組んで交付金を追加した」（総務省 [18] 2006c, p.10.）としているが、具体的な「放送事項」を指定する「命令」の追加は無かった。また、「行

政処分ではない形では、いわゆる行政指導という形で、行政手続法にのっとりした手順を踏んで文書による指導を行った」（総務省 [30] 2006l, p.5.）ことを明らかにした。しかし、2006年4月の放送命令において、前例のない「口頭」での伝達が行われたことについては、ここでは一言も触れられていない。

こうした総務省の説明を受け、質疑の後、総務省側の出席者が退席し、委員のみで打ち合わせが行われた。議事要旨によれば、「答申の期日について、今回の実施命令の変更の趣旨は明快であり、また、北朝鮮の拉致問題というのは現在進行形のことであって、それに対応する国際的な対応というものも現在進行形で動いているところであるので、即日答申で答申したらいかかがか、という提案があり、了承された。」（総務省 [30] 2006l, p.10.）といったやり取りがあった。その後、総務省側の出席者が再び入室し、以下の通り答申が行われた。

この答申の内容を見ると、総務省側の説明を、ほぼそのまま受け入れたものであることが分かる。「電波監理審議会（第905回）」において、NHK国際放送に対する「命令放送」の実施に対する答申は、「放送を行う事項についても例年通りであり、時事、国の重要な政策、政府の見解等である。」（総務省 [29] 2006k「(9) 日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令について（諮問第10号）ア 総務省の説明」p.10.）というものであった。ところが、この答申を受けた当時の竹中平蔵総務大臣は、答申にはなかった「拉致問題」などを無断で付け加え、口頭でNHK会長に伝え

#### （主文）

日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令の変更について、諮問のとおり変更することは、適当である。なお、総務省においては、従前と同様、日本放送協会の編集の自由に配慮した制度の運用を行うことが適当である。

#### （理由）

日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令の変更は、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部が内閣に設置され、拉致問題解決を最重要課題として政府一体となって推進することとなったことに伴う変更であり、適当である。なお、当該変更に係る命令を行うに当たっては、従前より日本放送協会の編集の自由に配慮した制度の運用を行ってきたことは、総務大臣の国会での発言、記者会見での発言等で明らかにされており、今後もその考え方に沿って運用することが適当である。

（総務省 [30] 2006l, pp.10-11.）

という「前例のない対応」を行った。また実際は、この「口頭での伝達」は最終的に、当時の菅総務副大臣の判断によって行われた事が、本人の国会答弁で明らかになっている。

また、電波監理審議会（905 回、911 回）には、いずれも、会長の羽鳥光俊 中央大学理工学部教授、会長代理の井口武雄 三井住友海上火災保険株式会社代表取締役会長執行役員、委員の小舘 香椎子 日本女子大理学部数物科学科教授の 3 名が共通して出席しており、電波監理審議会（905 回）の答申で適当とした事項が、事後に追加・変更されたことを、「審議会（911）」の開催までに把握していた可能性もある。しかしながら、「審議会（911）」の議論の中で、このことを取りざたする委員はいなかった。当該審議会にとっては、まさにその存在意義と権威が問われる事態だったとみられるが、委員からは、特に懸念の声などが上がる事は無かった。

#### 4. 2021 年度までの、具体的な「放送事項」を指定した「要請（命令）」の増減

この表は、命令放送が要請放送と改称された

2007 年度の放送法改正から、直近の 2021 年度までに、総務省から NHK に対して出された要請放送の内容についてまとめたものである。具体的には NHK へ要請された事項の内、「放送」に言及している放送事項等（「放送事項」及び「その他の国の事項」）を抽出し、前年度には無かったもの、または無くなったものについてそれぞれ増減をカウントした。その結果、この 14 年の間にラジオとテレビを合わせて 9 つの放送事項等が追加されたことが分かった。

まず、2008（平成 20）年度の変更についてであるが、前年度に「時事」、「国の重要な政策」、「国際問題に関する政府の見解」、「北朝鮮による日本人拉致問題」とされていた放送事項は、ラジオ、テレビ双方で「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」、「国の重要な政策に係る事項」、「国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項」と改められた。これに加えて「その他の国の重要事項」も加えられた。この要請放送の諮問を平成 20 年 3 月 12 日に総務大臣（増田寛也／福田内閣）<sup>(9)</sup>から受け、即日答申を行った電波監理審議会の「議事録」（総務省 [31] 2008a, pp.8-10.）を参照すると、会議中に「総務省側出席者」<sup>(10)</sup>から説明（発言者は不明）があり、改訂の理由として「現行制

| 年度                           | ①ラジオ(追加放送事項等)                                                                                     | 増減                       | ②テレビ(追加放送事項等)                                                                                     | 増減                       | ①+②                |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 2007(H19)                    |                                                                                                   | —                        |                                                                                                   | —                        | —                  |
| 2008(H20)                    | 時事⇒邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項<br>国の重要な政策⇒国の重要な政策に係る事項<br>国際問題に関する政府の見解⇒国の文化、伝統及び社会経済に係る事項<br>その他の国の重要事項 | ± 0<br>± 0<br>± 0<br>+ 1 | 時事⇒邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項<br>国の重要な政策⇒国の重要な政策に係る事項<br>国際問題に関する政府の見解⇒国の文化、伝統及び社会経済に係る事項<br>その他の国の重要事項 | ± 0<br>± 0<br>± 0<br>+ 1 | —<br>—<br>—<br>+ 2 |
| 2009(H21) - 2012(H24)        |                                                                                                   | —                        |                                                                                                   | —                        | —                  |
| 2013(H25)<br>※途中追加分含む        |                                                                                                   | —                        | 〔その他の事項〕東京オリンピック・パラリンピック                                                                          | + 1                      | + 1                |
| 2014(H26)<br>※途中追加分含む        |                                                                                                   | —                        | 〔その他の事項〕放送の多言語化                                                                                   | + 1                      | + 1                |
| 2015(H27)                    |                                                                                                   | —                        |                                                                                                   | —                        | —                  |
| 2016(H28)                    |                                                                                                   | —                        | 〔その他の事項〕放送とインターネットの連携など                                                                           | + 1                      | + 1                |
| 2017(H29) - 2018(H30)        |                                                                                                   | —                        |                                                                                                   | —                        | —                  |
| 2019<br>(H31/R1)<br>※途中追加分含む | 新型コロナの国内最新状況<br>〔その他の事項〕放送とインターネットの連携                                                             | + 1<br>+ 1               | 新型コロナの国内最新状況<br>〔その他の事項〕G20大阪サミット                                                                 | + 1<br>+ 1               | + 2<br>+ 2         |
| 2020(R2)                     |                                                                                                   | —                        | 〔その他の事項〕G20大阪サミット⇒2025年日本国際博覧会                                                                    | ± 0                      | ± 0                |
| 2021(R3)                     |                                                                                                   | —                        |                                                                                                   | —                        | —                  |
|                              |                                                                                                   |                          |                                                                                                   |                          | + 9                |

ラジオ・テレビ双方における「放送事項」のみの増減は、+4

（総務省 [31] 2008a, 総務省 [34] 2014b, 総務省 [36] 2015, 総務省 [38] 2016b, 総務省 [39] 2019, 総務省 [40] 2020 などから作成）

度においても、時々の情勢に照らし、国の重要課題と考えられる事項のみを指定するよう運用してきたが、今回の放送法改正の趣旨を尊重し、改正放送法の文言を取り入れた」（総務省 [31] 2008a, p.9.）と述べている。議事要旨には答申のために行われた議論の記載はない。そのため、電波監理審議会会長会見用資料を参照した。この内「日本放送協会に対する平成 20 年度国際放送等実施要請の基本的考え方」を参照すると、「放送事項（委託放送事項）は、改正法の規定に準拠 現行制度における『時事』『国の重要な政策』『国際問題に関する政府の見解』に係る報道・解説の指定を、改正法の規定に従い『邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項』『国の重要な政策に係る事項』『国の文化、伝統及び社会経済に係る事項』『その他国の重要事項』に係る報道・解説の指定に変更」（総務省 [32] (2008b), p.1.) すると記されている。このことから、電波監理審議会の答申は総務省が行った説明と概ね一致していることが分かった。

次に、2013（平成 25）年度の変更について見ていく。同年度の要請内容は当初前年度と同一のものであったが、2014（平成 26）年 1 月 15 日に開催された電波監理審議会（第 1001 回）において、「日本放送協会に対する平成 25 年度テレビ国際放送の実施要請の変更について

（諮問第 1 号）」という諮問が、総務大臣の新藤義孝（第 2 次安倍内閣）によって行われた。例年、要請放送の諮問と答申は年度末の 3 月に行われ、新年度の 4 月から施行となるが、この年は年度終了の直前で要請内容が変更された。具体的には「その他必要な事項」の中に「特に、平成 32 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。」（総務省 [33] 2014a, p.4.）という一文が追加された。これらの取り組みとは、具体的には放送内容等の周知、受診環境整備、放送効果の調査などを指している。この審議会の議事録を見ると、総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室長の小澤孝文が「要請書自体は確かにオリンピック・パラリンピックに向けて NHK ワールド TV の認知度が向上するような取組を強化してくださいというもの」（総務省 [34] 2014b, p.7.）だと、要請の趣旨について述べている。尚この追加された事項は、2014（平成 26）年 3 月 12 日に行われ

た「電波監理審議会（第 1003 回）」以降毎年踏襲され、現在（2021 年 7 月）に至っている。ちなみに「電波監理審議会（第 1003 回）」の議事録には「オリンピック・パラリンピック」の語は見えず、前出の小澤国際放送推進室長が「その他必要な事項を変更し、（NHK 国際放送の）認知度の向上や放送効果の調査を行うことを要請した」（総務省 [35] 2014c, pp.20-21.）ことに触れたのみであったが、参加委員から特にオリンピック・パラリンピックの語を追加したことについて質問等をする発言はなかった。

2014（平成 26）年度も、年度終了直前に変更が行われた。2015（平成 27）年 2 月 9 日に「電波監理審議会（第 1015 回）」が開催され、この中で「日本放送協会に対する平成 26 年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（諮問第 3 号）」（総務省 [36] 2015, p.7.）という諮問が審議された。変更の趣旨説明を行った総務省情報流通政策局 衛星・地域放送課 国際放送推進室長の金澤直樹は「近年我が国の魅力や考え方について世界に情報発信することの重要性が高まっておりますが、NHK ワールド TV についても、先ほど冒頭で申し上げたとおり、全世界をカバーする我が国唯一の国際放送であり、その一層の充実強化が求められております。その一環といたしまして、現在、英語のみで放送している NHK ワールド TV について、英語以外を母国語とする地域で、より多くの方から視聴されるために、現地の言葉に合わせた発信も有効な方法と考えられます。このため、将来の多言語化の実現に向け、英語以外の言語による放送を試行的に NHK に行っていただくという目的のために、今回実施要請を変更」（総務省 [36] 2015, p.8.）すると述べている。また、背景には諸外国の対外放送（テレビ国際放送）に比べ、NHK の多言語化が不十分な現状があると指摘した上で、多言語化を「国費において、後押しをするというものでございます。したがって、そのやり方、効果、検証、あるいは実施に当たってのプロモーション、事前周知、そういうものを見まして、NHK において、その成果を踏まえて、どういうふうにするのか、国としても今後の判断をしていきたい」（総務省 [36] 2015, pp.8-9.）と述べ、国として積極的に関与する姿勢を示している。また、使用する言語については「これまで

の我が国との関係性とか地域的な広がり、効果を測定できる方法等を、いろいろ考える中で、地域と言語を選んでやっていただくということが大切かと思っておりますので、その旨はNHKに伝えていきたい」（総務省〔36〕2015, p.10.）と述べ、国の外交戦略上の観点から、NHKに対し非英語圏への情報発信の強化を求める姿勢を明らかにしている。この変更についても原案通り適当とされた。

2016（平成28）年度には「その他の必要な事項」の中に、新たに「放送と連携したインターネットの適切な活用」（総務省〔37〕2016a, p.3.）という一文が追加された。その意図について前出の金澤室長は、2016（平成28）年3月11日に開催された「電波監理審議会（第1029回）」の中で「放送を取り巻く環境が大きく変わる中におきまして、テレビ国際放送につきましても、インターネットを適切に利用して国際放送の効果を最大限発揮させることが必要ではないかと、こういう考え方を反映させたい」（総務省〔38〕2016b, pp.2-3.）と発言している。また、この変更についても委員からは特に異議は出ず、原案通り適当とされた。

2019（平成31）年度には、ラジオ・テレビ双方に事項の追加が実施された。2019（平成31）年3月13日に開催された「電波監理審議会（第1062回）」の中で、総務省 情報流通行政局 放送政策課長の湯本博信はまずテレビについて「2019年におきましては、G20大阪サミットが開催されることから、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とともにこれらに向けた取組の、一層の推進を進めることとしている」（総務省〔39〕2019, p.35.）として、2013（平成25）年度に追加した東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みと同様、放送内容等の周知、受診環境整備、放送効果の調査などをNHKに対して求めている。次にラジオについては「テレビに既に記述がございますが、昨今のインターネットの発展、普及等の状況に鑑みまして、ラジオにつきましても『放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど』という部分を追記している」（総務省〔39〕2019, p.36.）として、2016（平成28）年度にテレビにおいて追加した事項をラジオにも適用したと述べている。

2020（令和2）年3月11日に開催された「電

波監理審議会（第1073回）」では、2019（平成31）年度の要請内容に、更に年度内での事項追加が諮問された。これは、2020年1月30日にWHOが新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言」したことや、同年2月13日に日本政府（内閣官房）において新型コロナ感染症に関する緊急対応策が、2月25日には基本方針が出されたことを踏まえたものであった。具体的には「NHKの国際放送は、外国に居住、滞在する邦人にとって、我が国から発信される極めて重要な情報元であるということや、我が国の新型コロナウイルスの感染症に関する最新の状況の国際的理解の醸成にも資する」（総務省〔40〕2020, pp.43-44.）として、NHKに対し「放送事項として掲げる邦人の生命、身体及び財産の保護に関する事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項及びその他国の重要事項の放送に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することを要請する」（総務省〔40〕2020, p.44.）といったものであった。総務省側のこうした説明に対し、委員からは特に異議は出ず、原案通り適当とされた。

以上、2007（平成19）年度から、2021（令和3）年度までの10年余りを俯瞰してきたが、要請事項は時の政権の政策を受け、具体的に対応策や放送事項が指示されているものが目立った。また事項の増減についていえば、この期間に9事項増えており、減少する事は無かった。更に、年度末間近になって事項が追加されることもあるなど、十分な検討期間が設けられたか疑問の残るものもあった。また議事録からは総務省側出席者の説明に対し反対意見や異議が提出された形跡は殆ど見いだせなかった。出席委員の発言の多くは語義上の説明を求めるものや、賛意を示すコメント等であった。

## 5. 結 論

以上の結果、本稿の冒頭に掲げた仮説「2006年の命令放送の『追加命令』発出後、NHKへの具体的な『放送事項』を指定した『要請（命令）』

は増加した」のかについては、「増加した」との結論を得た。

要請放送をめぐっては、従来の学説では「総務大臣が放送事項を個別具体的に指定して放送要請できる場面として想定しうるのは、典型的には、海外での災害・暴動等で非常事態が発生し、在外邦人の生命・身体・財産の保護の観点から国際放送等の実施が求められるとき等」（鈴木・山田 [13] 2017, p.273.）と、指定事項の範囲が限定的に捉えられてきた。

確かに放送番組内容を指定する「放送事項」の項目のみを見れば、従来の学説が規定する範囲に収まっているように見える。例えば「その他の国の重要事項」（2008, ラジオ及びテレビ）は、「放送事項」に含まれる「国の重要な政策に係る事項」、「国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項」を受けて、その延長線上の概念として追加された事項だと考えられる。また、「新型コロナの国内最新状況」（2019, ラジオ及びテレビ）は、こうした内容を在外邦人に伝えることで、彼らの「生命・身体・財産の保護」に資する、と理解できなくもない。

ただし、放送番組内容を規定する文言が「放送事項」に書き込まれていないからと言って、国からの要請がNHKの放送内容に影響しない、と言い切れるのであろうか。

例えば、要請書の中で「放送事項」と並んで立てられている「その他の事項」の中身を詳細に読めば、放送番組内容を指定する「放送事項」として個別に追加されていなくても、「東京オリンピック・パラリンピック」「G20 大阪サミット」「2025 年日本国際博覧会」などの事項が追加されており、「放送内容等の周知」といった具体的指示までが書き込まれている。これを読めば、これらの具体的な事項を軽々に扱えない、ということは十分認識されるであろう。こうした事項が頻繁に追加されるようになった背景には、何があるのか。理由の一つとして考えられるのは、2007（平成 19）年の放送法改正において、以下の太字部分が追加されたことである。

（国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財

産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

総務省行政管理局 [17] 2020 ※太字加工、下線強調は筆者。

上掲の引用中の太字加工、下線強調部の事項は、どれも指定範囲が抽象的である。特にその末尾にある「その他必要な事項」とはどのような事項を指すのか、はっきりしない。2007 年の放送法改正をめぐっては、当時の国会でも疑問の声が上がった。例えばこの修正案を審議した国会<sup>(1)</sup>で質問に立った民主党の寺田学議員は、海外向けの情報発信の充実には賛意を示しながらも、国主導で法改正が進むことに、懸念を表明している。

○寺田（学）委員 今まで、命令放送という規定がありつつも、各総務大臣、郵政大臣がこの命令放送の規定を使って具体的に命令することがなかったので何の問題もなかった（中略）今回、命令から要請に変わることはなるんでしょうけれども、菅大臣が行ったような、より具体化させた、具体的な重要事項を要請するということはお考えですか。

（国会 [11] 2007 「No.139. ～ No.140.」）太字加工、下線強調は筆写。

これに対し、増田総務大臣は次のように答弁している。

○増田国務大臣（前段略）今回の法が命令から要請に変わりましたが、その前後で、こうした事情、何か今後より具体化をするとか、考え方が変わったわけでは全くありません（後略）

（国会 [11] 2007 「No.139. ～ No.140.」）太字加工、下線強調は筆写。

増田総務大臣の答弁は、命令放送が要請放送に変わっても運用は従来通りで事項をより具体化することはない、という内容であった。しかし実際

には、2007 年以降実質的に具体的な放送事項は着実に増加していった。

NHK には、これまでも非公式な政治介入が何度も指摘されてきた歴史がある。Krauss は「日本の政治家たちが NHK に影響力をおよぼす際には、法律の枠外で非公式かつ目立たずに行使されることが多く、この点は日本に特有なことだといえる。（中略）政治干渉からの保護を規定した理想的な法的枠組みが正式に存在するにもかかわらず、私的な関係や非公式な関係を通じて、間接的に隠れた政治介入が深く行われているという矛盾こそ、日本の特異性なのである」（Krauss [1] 2000, p.296.）と指摘している。

要請放送（旧命令放送）制度をめぐるでも、記録に残らない口頭での命令伝達や電波監理審議会の審議を経ない事項の追加が行われた。また、命令放送が要請放送に制度が変更された後も、放送事項を個別に立てない形で実質的に具体的な事項の追加が行われ、現在も運用中であるなど、問題は依然として残っている。こうした要請放送制度、ひいては放送法の在り方が果たして妥当なのか、今後も様々な検証と議論を続けていかなければならない。

#### [注]

- (1) 肩書等は本稿で論じる時代に合わせ当時の呼称で紹介する。
- (2) 2007 年の放送法改正で「要請放送」に改称された。本稿では、主に改正前の命令放送制度について論じるため、当時の呼称を使用する。
- (3) 図の中の、「竹中懇談会」と同時期に開かれていた審議会である。
- (4) 命令放送制度自体は、国際放送が始まった 1952（昭和 27）年からラジオ国際放送において実施されてきている。
- (5) 裁判においては、原告から命令放送の違法性の確認や、要請放送への法改正などが原告の知る権利を侵したとして国と NHK に対する賠償請求が行われたが、いずれも棄却された。詳しくは以下 URL も参照のこと。  
[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail4?id=37713](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=37713)（最終閲覧 2020 年 12 月 30 日）
- (6) 清水英雄政策統括官は、2006 年 7 月 21 日に昇格人事が発令されるまで同職にあった。
- (7) 拉致被害者・蓮池薫の実兄、蓮池透は自著の中で「家族会」と「救う会」は、代表の横田滋氏と会長の佐藤勝巳氏の連名で声明文を公表していたが、その内

容は、どこかの圧力団体のファナティックなアジェンションと変わりなかった。とにかく強烈に北朝鮮を批判し、政府に強硬な態度で臨むよう要求することで一貫していた。（中略）北朝鮮の崩壊から拉致被害者の救出に至る道筋については、自衛隊の派遣によって達成されるとし、そのためには憲法九条の改正が必要とした。時には、北の脅威に対抗するため、核武装が必要であると力説することがあった。」と述べている。（蓮池 [42] 2015, pp.168-169.）

- (8) 筆者が、「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」に参加していた A 委員（現・大学教授）に対し、2020 年 7 月 10 日に都内において ZOOM による対面インタビューを行った際、「舞台回しをしていたのは武田（筆者注：武田博之 衛星放送課長）さんで（中略）この検討会自体は、局長が作ったということになっているはずで、なので、鈴木 康雄（筆者注：情報通信政策局長）さんは、一番最初はご挨拶に来たはずです。」という証言を得た。
- (9) 「2007 年、菅の後任として総務大臣に着任。2016 年、都知事選で菅の応援演説を受けるも、小池百合子に敗れる。2020 年 1 月 6 日（第 4 次安倍第 2 次改造内閣、菅官房長官）に日本郵政社長に就任」。  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54054860W0A100C2MM0000/> 及び、  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_sosiki/annai/soshiki/rekidai.html](https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/annai/soshiki/rekidai.html)（最終閲覧 2021 年 7 月 3 日）
- (10) 出席者の一覧は [31] 総務省（2008a）『電波監理審議会（第 929 回）議事要旨』の冒頭に記載有り。
- (11) 「第 168 回国会 衆議院 総務委員会 第 7 号」2007（平成 19）年 12 月 4 日開会。

#### [参考文献]

- [1] Krauss, Ellis, 2000, “Broadcasting politics in Japan: NHK and television news”（村松岐夫監訳・後藤潤平訳（2006）『NHK vs 日本政治』東洋経済新報社）
- [2] 朝日新聞社（2005-2006）『朝日新聞』
- [3] 大阪地方裁判所（2009）「平成 20（行ウ）82 等 国際放送実施要請違法無効確認等請求事件 平成 21 年 3 月 31 日 大阪地方裁判所 公物・公企業など」  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/713/037713\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/713/037713_hanrei.pdf)（2020 年 10 月 10 日最終閲覧）
- [4] 奥田良胤（2007）「メディアフォーカス 総務大臣が「拉致問題」で NHK 国際放送に「命令放送」『放送研究と調査』NHK 出版  
<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/focus/111.html>（2020 年 12 月 10 日最終閲覧）
- [5] 小倉一志（2012）「ラジオ国際放送に対する「放送命令」「放送要請」の違憲性が主張された事例」『商学討究 62 巻 4 号』小樽商科大学, 03.25, pp.165-186.

- [6] 金澤薫 (2006)『放送法逐条解説』財団法人電気通信振興会
- [7] 金澤薫 (2020)『放送法逐条解説 新版』一般財団法人 情報通信振興会, p.157.
- [8] 国会 (2006a)「165 - 衆 - 総務委員会 - 2 号 平成 18 年 10 月 26 日」国会会議検索システム  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116504601X00220061026&spkNum=245> (2020 年 11 月 21 日最終閲覧)
- [9] 国会 (2006b)「165 - 衆 - 総務委員会 - 4 号 平成 18 年 11 月 2 日」国会会議検索システム  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116504601X00420061102&current=6> (2020 年 11 月 21 日最終閲覧)
- [10] 国会 (2006c)「165 - 衆 - 総務委員会 - 6 号 平成 18 年 11 月 14 日」国会会議検索システム  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116504601X00620061114&current=5> (2020 年 11 月 21 日最終閲覧)
- [11] 国会 (2007)「168 - 衆 - 総務委員会 - 7 号 平成 19 年 12 月 4 日」国会会議検索システム  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116804601X00720071204&current=1> (2021 年 7 月 2 日最終閲覧)
- [12] 清水直樹 (2007)「国際放送における命令放送制度」『調査と情報 - Issue Brief - 第 574 号』
- [13] 鈴木秀美・山田健太 (2017)『放送制度概論 新・放送法を読みとく』商事法務
- [14] 総務省 (2006-2007)『映像国際放送の在り方に関する検討委員会』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9451675/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/eizoukokusai\\_backno.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9451675/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/eizoukokusai_backno.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [15] 総務省 (2006a)『映像国際放送の在り方に関する検討委員会 第 5 回会合 議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/eizoukokusai/061117\\_1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/eizoukokusai/061117_1.html) (2020 年 12 月 5 日最終閲覧)
- [16] 総務省 (2006b)『映像国際放送の在り方に関する検討委員会 第 6 回会合 議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/eizoukokusai/061124\\_1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/eizoukokusai/061124_1.html) (2020 年 12 月 5 日最終閲覧)
- [17] 総務省行政管理局 (2020)「放送法第三条」,「放送法第六十五条」『放送法 (昭和二十五年法律第一百三十二号)』  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC000000132> (2020 年 10 月 10 日最終閲覧)
- [18] 総務省 (2006c)「参考資料 1」『電波監理審議会 (第 911 回) 議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3486523/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/061108\\_1\\_sal.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3486523/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/061108_1_sal.pdf) (2020 年 10 月 10 日最終閲覧)
- [19] 総務省 (2007a)「参考 5 中間とりまとめ」『映像国際放送の在り方に関する検討委員会 第 7 回会合 議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/eizoukokusai/070302\\_1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/eizoukokusai/070302_1.html) (2020 年 12 月 5 日最終閲覧)
- [20] 総務省 (2006d)『情報通信審議会情報通信政策部会 (第 22 回) 議事録』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/joho\\_bukai/060904\\_3.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/060904_3.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [21] 総務省 (2006e)『情報通信審議会情報通信政策部会 (第 23 回) 議事録』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/joho\\_bukai/061221\\_3.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/061221_3.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [22] 総務省 (2006f)『情報通信審議会総会 (第 15 回) 配布資料』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/sokai/060801\\_3.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/060801_3.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [23] 総務省 (2007b)『情報通信審議会総会 (第 16 回) 議事録』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10337891/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/sokai/070109\\_2.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10337891/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/070109_2.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [24] 総務省 (2006g)「第 911 回 (平成 18 年 11 月 8 日)」『電波監理審議会開催状況 平成 18 年』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11129308/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/18kaisai.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11129308/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/18kaisai.html) (2020 年 12 月 30 日最終閲覧)
- [25] 総務省 (2007c)「第 3 章 情報通信政策の動向」『平成 19 年版 情報通信白書』  
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h19/html/j3131000.html> (2020 年 10 月 10 日最終閲覧)
- [26] 総務省 (2006h)『通信・放送の在り方に関する懇談会 (第 1 回) 配付資料』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/tsushin\\_hosou/060120\\_hs.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/060120_hs.html) (2020 年 12 月 5 日最終閲覧)
- [27] 総務省 (2006i)「我が国及び諸外国の公共放送 1 NHK に対する監督」『通信・放送の在り方に関する

## 犬飼俊介：NHK 国際放送に対する「命令（要請）放送」の構造的課題

- 懇談会（第2回）配付資料』, p.15.  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/tsushin\\_hosou/060123\\_hs.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/060123_hs.html)（2020年12月5日最終閲覧）
- [28] 総務省（2006j）「第5回会合資料 4-2-2 国際放送の放送法上の位置付け」『通信・放送の在り方に関する懇談会（第5回）配付資料』, p.16.  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1364703/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/tsushin\\_hosou/pdf/060309\\_1\\_1.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1364703/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060309_1_1.pdf)（2020年12月5日最終閲覧）
- [29] 総務省（2006k）『電波監理審議会（第905回）議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/060315\\_2.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/060315_2.pdf)（2020年10月10日最終閲覧）
- [30] 総務省（2006l）「(4) 日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令の変更について」『電波監理審議会（第911回）議事要旨』  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/061108\\_2.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/061108_2.pdf)（2020年10月10日最終閲覧）
- [31] 総務省（2008a）『電波監理審議会（第929回）議事要旨』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/080312\\_2.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/080312_2.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [32] 総務省（2008b）「日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請の基本的考え方」『電波監理審議会会長会見用資料』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/080312\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/080312_1.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [33] 総務省（2014a）「日本放送協会に対する平成25年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（参考資料）」『電波監理審議会会長会見用資料』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000268732.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000268732.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [34] 総務省（2014b）『電波監理審議会（第1001回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000275714.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000275714.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [35] 総務省（2014c）『電波監理審議会（第1003回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000284620.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000284620.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [36] 総務省（2015）『電波監理審議会（第1015回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000347069.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000347069.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [37] 総務省（2016a）『電波監理審議会会長会見用資料』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000403091.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000403091.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [38] 総務省（2016b）『電波監理審議会（第1029回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000412582.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000412582.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [39] 総務省（2019）『電波監理審議会（第1062回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000613898.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000613898.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [40] 総務省（2020）『電波監理審議会（第1073回）議事録』  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000683351.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000683351.pdf)（2021年7月4日最終閲覧）
- [41] 西尾勝・村松岐夫（1996）『〈講座 行政学〉第4巻 政策と管理』有斐閣
- [42] 蓮池透（2015）『拉致被害者たちを見殺しにした安倍晋三と冷血な面々』講談社
- [43] 村上聖一（2018）「放送法改正における有識者会議の機能—制度見直しに与えた影響とその変遷—」『NHK 放送文化研究所年報2018』（62）NHK 出版
- [44] 村松岐夫（2001）『行政学教科書〔第2版〕行政組織法』有斐閣

---

# 早稲田政治経済学雑誌 第397号

*The Waseda Journal of Political Science and Economics, No.397*

---

2021 年 11 月 30 日発行

編 集 兼 人 齋 藤 純 一  
発 行 所

早稲田大学政治経済学会  
169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学政治経済学部内

---

制 作 三美印刷株式会社  
表紙デザイン レフ・デザイン工房

---

© 2021, 早稲田大学政治経済学会.

# The Waseda Journal of Political Science and Economics

No.397

November 2021

## Contents

### *Special Issue: Welcome Symposium for New Students*

Experimental Studies in Political Science: Part II ..... TAGO, Atsushi

Let's think of our "health" in economics! ..... NOGUCHI, Haruko

From Wa-kan to Japan-China relations

——Current status of cultural exchange between Japan and China

..... HIRABAYASHI, Norikazu

### *Refereed Article*

Structural issues of "command (request) broadcasting" for NHK WORLD

——Focusing on the case of "additional orders" in 2006——

..... INUKAI, Shunsuke

The Waseda Society of Political Science and Economics